

資料

江南市下水道事業經營戰略

令和7年度～令和16年度

【改定（案）】



令和3年3月策定
(令和7年3月改定)

江南市

目次

第1章	はじめに	1
1.	経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ	1
2.	計画期間	2
第2章	下水道事業の概要	3
1.	下水道事業の現況	3
2.	下水道事業の現状分析	6
3.	将来の事業環境	17
4.	下水道事業の経営課題	20
第3章	経営の基本方針	21
第4章	投資・財政計画	22
1.	投資に関する取り組み	22
2.	財源に関する取り組み	26
3.	投資以外の経費に関する取り組み	30
4.	投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明	32
第5章	経営戦略の事後検証等	42
1.	経営戦略の事後検証と見直しの方針	42
2.	経費回収率向上に向けたロードマップ	42

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ

（1） 経営戦略策定（改定）の趣旨

下水道施設は、生活環境の改善、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全をその目的として、市民の生活環境を快適にするための重要な役割を担っています。街や道路の整備が進み、家庭では当たり前のように電気・ガス・水道が使われている一方で、捨てられる汚水（し尿及び生活雑排水）も生活環境に適した処理が求められています。また、近年、ゲリラ豪雨等による雨水の浸水被害が多く発生していることにより、その対策も求められています。

本市の下水道事業は、平成5年度に事業着手（整備開始）し、平成14年度に供用開始^{注1}して以来、汚水処理施設の最適化（下水道整備区域の縮小）、人員配置の適正化といった経営の効率化を図りながら整備を進めてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や節水意識の向上等の影響により1件あたりの有収水量^{注2}の減少が見込まれていること、また、下水道施設の整備・維持管理には多額の費用を要するため、財源を一般会計繰入金^{注3}に大きく依存する状況が続いている中、本市の一般会計においても人口減少の影響や大規模事業の実施により財政運営が厳しくなっていることなどから、下水道事業の経営を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。

こうした状況において、下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくため、本市では中長期的な視点に立った経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）を令和3年3月に策定し、事業の経営健全化を図ってきました。

このたび、現行の経営戦略の策定から4年が経過したため、その間の社会情勢等の変化を反映し、計画における各取り組みの状況及び各指標の実績を踏まえた、より質の高い新たな計画とする必要があることから、今回、経営戦略を見直すこととしました。

^{注1} 供用開始：施設を整備し、施設の使用を開始すること。

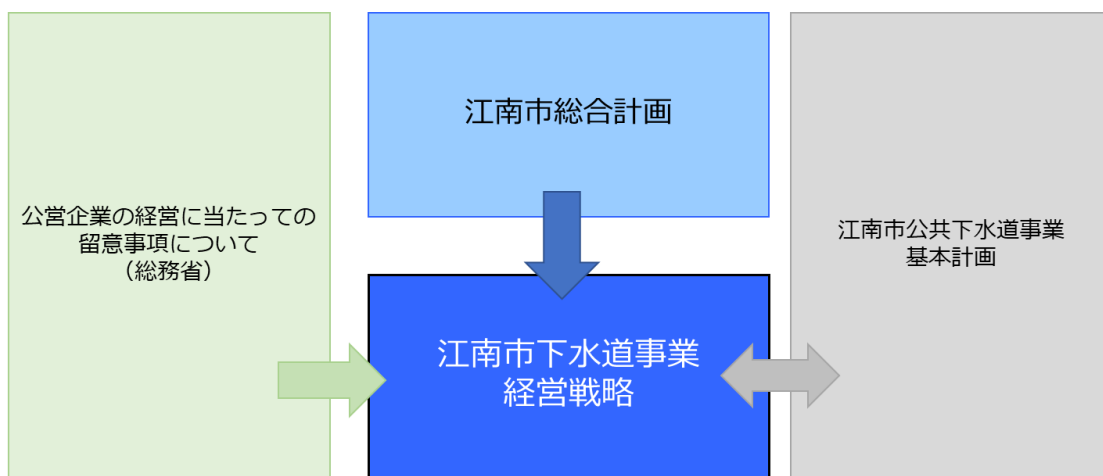
^{注2} 有収水量：下水道処理場へ流れる排水のうち、不明水を除いた汚水量のこと。この量をもとに使用料の徴収額を決定している。なお、不明水とは、汚水管きよに老朽化等が原因で流入する雨水や地下水の総称のことである。

^{注3} 一般会計繰入金：地方公営企業（p.21 注20 参照）の収入のうち、地方公共団体の一般会計から繰り出される資金。国の基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

(2) 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付総務省通知）」に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画です。今後の下水道事業における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消等、経営健全化の取り組みを定めるもので、「江南市総合計画^{注4}」や「江南市公共下水道事業基本計画^{注5}」との整合を図ります。

【経営戦略の位置づけ】



2. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」という考え方に基づき、中長期的な展望を踏まえたうえで、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。

^{注4} 江南市総合計画：市の将来像を実現するための、市民と行政の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、市の最上位に位置づけられている計画

^{注5} 江南市公共下水道事業基本計画：市の下水道の全体像を明示し、下水道整備の方向づけを行う全体計画

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業の現況

(1) 江南市下水道事業について

本市の下水道事業は、汚水と雨水を別々に排除する分流式を採用しています。

汚水事業は、愛知県が設置する流域下水道に接続する流域関連公共下水道として整備しており、愛知県が汚水処理場と主要な污水管きよ^{注6}（流域幹線）を、市が市内の家庭や工場等からの汚水を集めるための污水管きよを建設し、維持管理を行っています。

なお、本市の汚水は、一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町を計画区域とする五条川右岸流域下水道に接続し、岩倉市北島町にある五条川右岸浄化センターにて処理されています。

また、雨水事業は、「江南市総合治水計画^{注7}」に基づき、市内の重点地区について、雨水貯留施設を整備することとしています。現在、下水道事業において整備完了している雨水貯留施設はなく、令和8年度からの使用開始に向け、県立古知野高等学校内に雨水貯留施設の整備を進めています。

(令和6年3月31日現在)

整備開始年月	平成6年3月
供用開始年月	平成14年8月
法適化の時期	令和2年4月1日 ※一部適用（財務規定等）
行政区域内人口（市内総人口）	98,389人
処理区域内人口	42,206人
処理区域面積	665.8ha
処理区域内人口密度	63.4人/ha
普及率 ^{注8}	42.9%

^{注6} 污水管きよ：下水道施設のうち、家庭や工場等の汚水を処理場まで流す役割を担っているもの。下水道管とマンホールから成る。

^{注7} 江南市総合治水計画：市における今後の効率・効果的な治水対策の推進を図るための、河川・排水路対策、流域対策及び浸水被害軽減対策等を含めた総合的な計画

^{注8} 普及率：市の総人口に対して下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合

(2) 下水道使用料の現況

本市の下水道使用料（以下、「使用料」という。）は、経営の安定性を確保するため、使用水量にかかわらず固定的に発生する経費を賄う基本使用料^{注9}に、使用水量に応じて決定する従量使用料^{注10}を加えて算出しています。

① 使用料体系

区分		汚水排出量	使用料 (R5.4~)	使用料 (R9.4~)
一般用	基本使用料	なし	671 円	770 円
	従量使用料	5m ³ 以下	26.4 円/m ³	30.8 円/m ³
		5m ³ 超~10m ³ 以下	108.9 円/m ³	121 円/m ³
		10m ³ 超~20m ³ 以下	122.1 円/m ³	135.3 円/m ³
		20m ³ 超~30m ³ 以下	154 円/m ³	170.5 円/m ³
		30m ³ 超~50m ³ 以下	185.9 円/m ³	205.7 円/m ³
		50m ³ 超~100m ³ 以下	204.6 円/m ³	227.7 円/m ³
		100m ³ 超~500m ³ 以下	244.2 円/m ³	269.5 円/m ³
		500m ³ 超	264 円/m ³	293.7 円/m ³
公衆浴 場用	基本使用料	100m ³ 以下	4,675 円	4,675 円
	従量使用料	100m ³ 超	51.7 円/m ³	51.7 円/m ³

※ 1 使用月（税込）

② これまでの使用料改定

汚水処理に要する費用に対し使用料収入が不足している状況が続いていたことから、経営戦略の策定と併せて行った令和 2 年度からの使用料改定の必要性に関する検証を踏まえ、令和 5 年度及び令和 9 年度に 2 段階で改定することを決定（消費税率の変更による改定を除き初めての改定）し、令和 5 年度から新料金体系での徴収を開始しています。

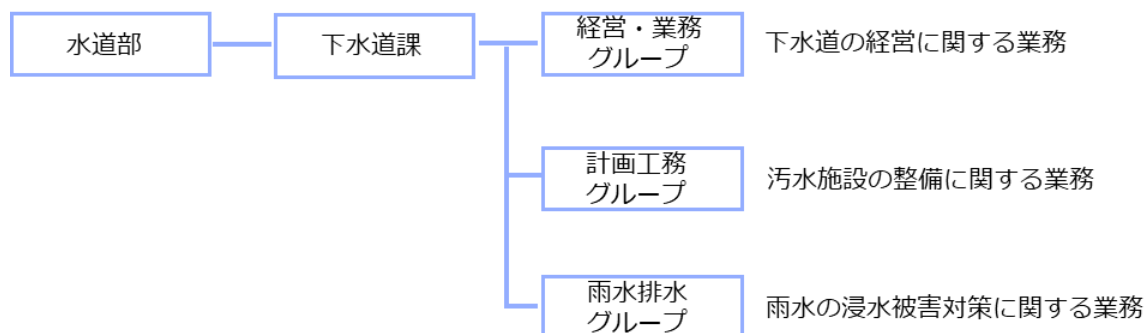
注9 基本使用料：使用水量に関係なく定額で徴収する使用料

注10 従量使用料：使用水量に応じ加算される使用料

(3) 組織の現況

本市の下水道事業は下水道課で運営しており、令和6年度現在、課長以下の正規職員10人と会計年度任用職員^{注11}4人の合計14人で業務にあたっています。

【組織図】



(4) 経営健全化に向けたこれまでの取り組み

本市の下水道事業では、以下の取り組みの実施により経費削減することで、経営健全化を図ってきました。

- 汚水幹線ルートや汚水処理分区の見直しによる整備の効率化
- 共同企業体^{注12}による入札（発注事務や工事共通費等の削減）
- 小口径マンホール採用、マンホールポンプ^{注13}の設置等の低コスト手法の導入
- ICT^{注14}を活用した下水道管情報の提供
- 水道料金と下水道使用料の収納事務等の共同処理
- 公営企業会計システムのクラウド化

^{注11} 会計年度任用職員：地方公務員法の改正により令和2年度から新たに制度化された職のこと。一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の期間として任用される非常勤の地方公務員

^{注12} 共同企業体：建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

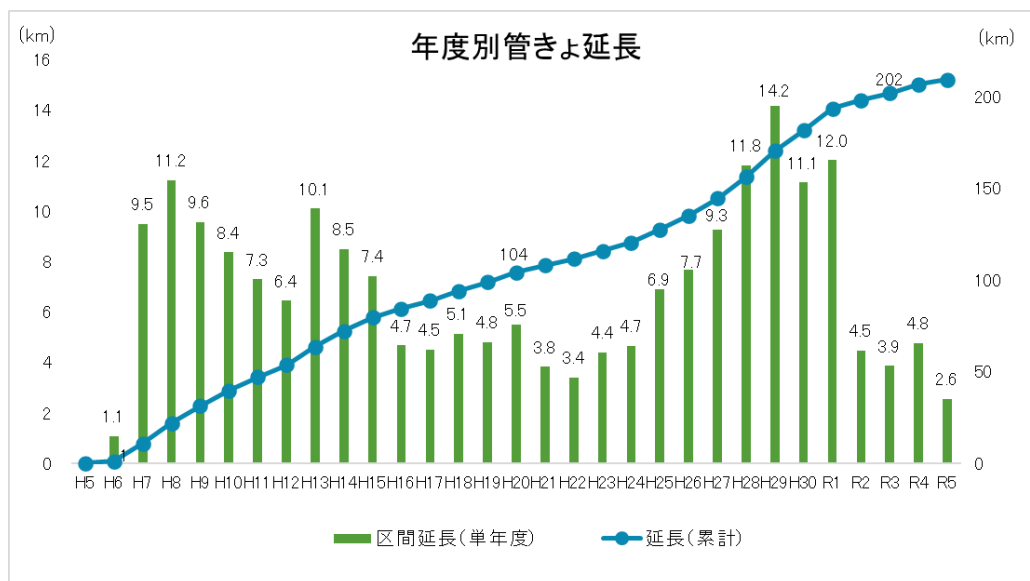
^{注13} マンホールポンプ：汚水は勾配を利用した自然流下により処理場まで流入しており、汚水の流入が自然流下だけでは困難な場合の、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設

^{注14} ICT：Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

2. 下水道事業の現状分析

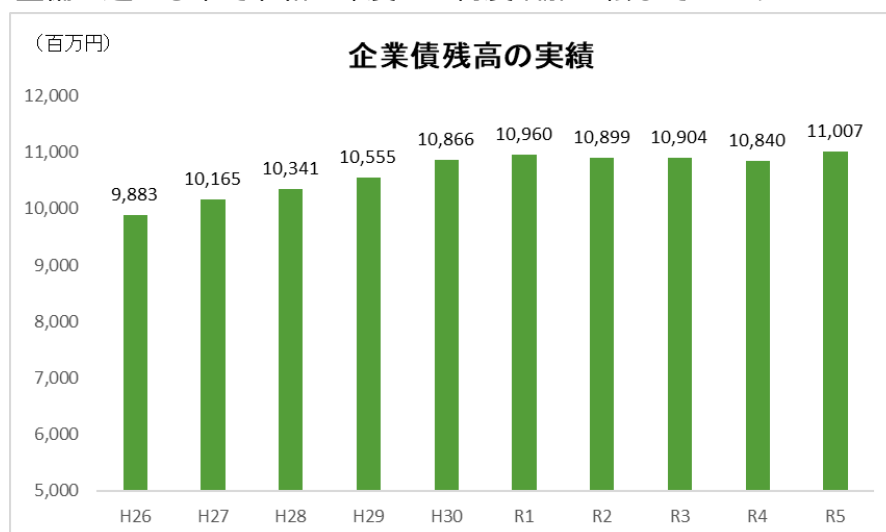
(1) 下水道施設の整備状況

令和5年度末現在の污水管きよ延長は約210kmです。平成5年度の整備開始後、平成14年度の供用開始を経て、現在も整備を続けています。なお、法定耐用年数（50年）に達している管きよはありません。



(2) 企業債残高の実績

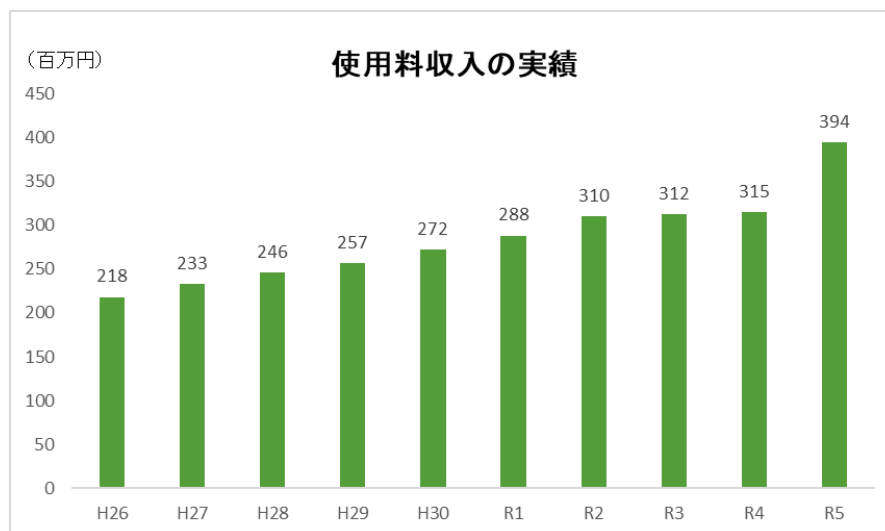
企業債^{注15}の残高は、污水管きよの整備を大幅に進めていた令和元年度までは大きく増加し、整備が落ち着いた令和2年から令和4年度までは減少傾向でしたが、雨水貯留施設の整備を進める中で令和5年度から再度増加に転じています。



注15 企業債：地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務

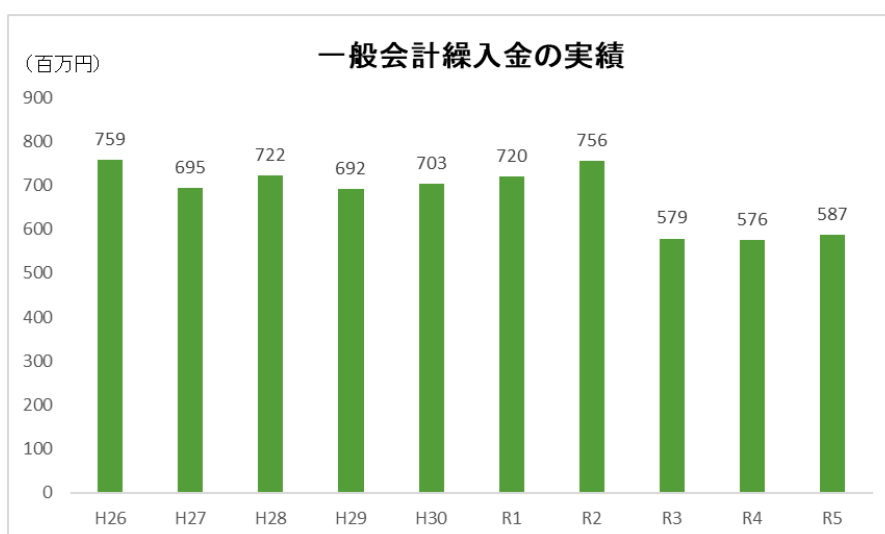
(3) 使用料収入の実績

使用料収入は、下水道整備区域の拡大や水洗化率の向上に伴い、右肩上がりで推移しています。また、令和5年度は使用料改定により大きく増加しています。



(4) 一般会計繰入金の実績

一般会計繰入金（基準内繰入金及び基準外繰入金の合計）は、令和2年度までは概ね7億円を超える額で推移してきましたが、資本費平準化債^{注16}の借り入れを開始した令和3年度以降は6億円以下の額で推移しています。



^{注16} 資本費平準化債：世代間負担の公平を図るため、企業債償還金を後年度に繰り延べることができる債務

(5) 近隣市町及び類似団体との比較

① 比較団体の選定

令和5年度の本市の下水道事業の現状について、近隣市町及び類似団体との比較により分析するため、比較団体を以下のとおり選定しました。

区分	市町名	類型区分	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/ha)	供用開始後年数	選定基準
-	江南市	Bc2	42,206	63.4	21	-
近隣市町	犬山市	Bd1	50,970	45.4	34	五条川右岸流域下水道に接続している市町
	岩倉市	Bb2	35,287	85.0	29	
	大口町	Cc2	23,554	36.1	28	
	扶桑町	Cb2	18,450	66.8	17	
類似団体	稲沢市	Bc2	60,014	63.1	24	本市と同じ類型区分である「Bc2」のうち、愛知県内の市町
	高浜市		35,141	56.9	25	
	長久手市		55,134	68.7	27	
	東郷町		36,474	66.9	27	

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

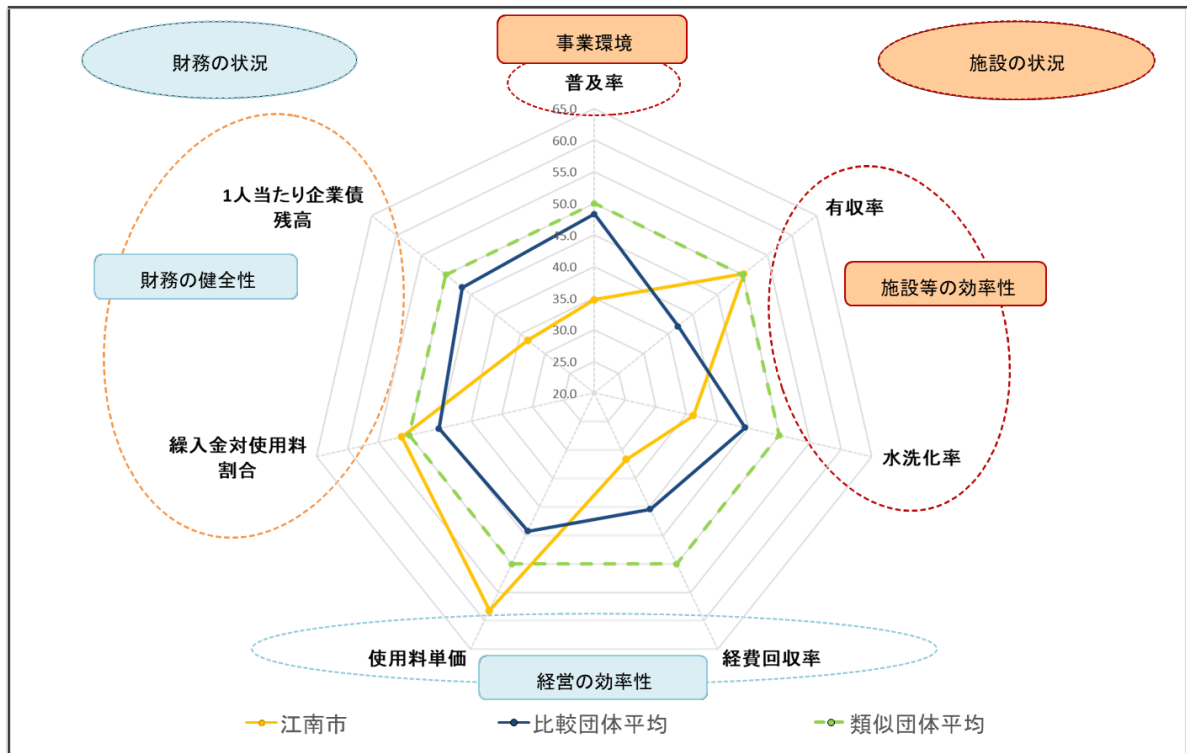
《参考》類型区分抜粋（総務省）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
3万人以上	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満	30年以上	Bd1
		30年未満	Bd2
3万人未満	50人/ha以上	30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3
	25人/ha以上	30年以上	Cc1
		15年以上	Cc2
		15年未満	Cc3

② 経営指標比較（チャートグラフ）

「経営指標比較（チャートグラフ）」のチャート上の数値は偏差値であり、実際の数値ではありません。また、偏差値は類似団体平均を基準値としており、数値が高いほど優れた状態を表しています。

本市の現状は、比較団体平均に対し、令和5年度の使用料改定により使用料単価については優れた状態を示しています。また、有収率及び繰入金対使用料割合については同水準であり、それ以外の指標については劣った状態を示しています。



経営指標			
指標	1. 施設の状況	事業環境	普及率
		施設等の効率性	有収率
			水洗化率
	2. 財務の状況	経営の効率性	経費回収率
		財務の健全性	使用料単価
			繰入金対使用料割合
			1人当たり企業債残高

③ 各経営指標による現状分析

【事業環境】

普及率

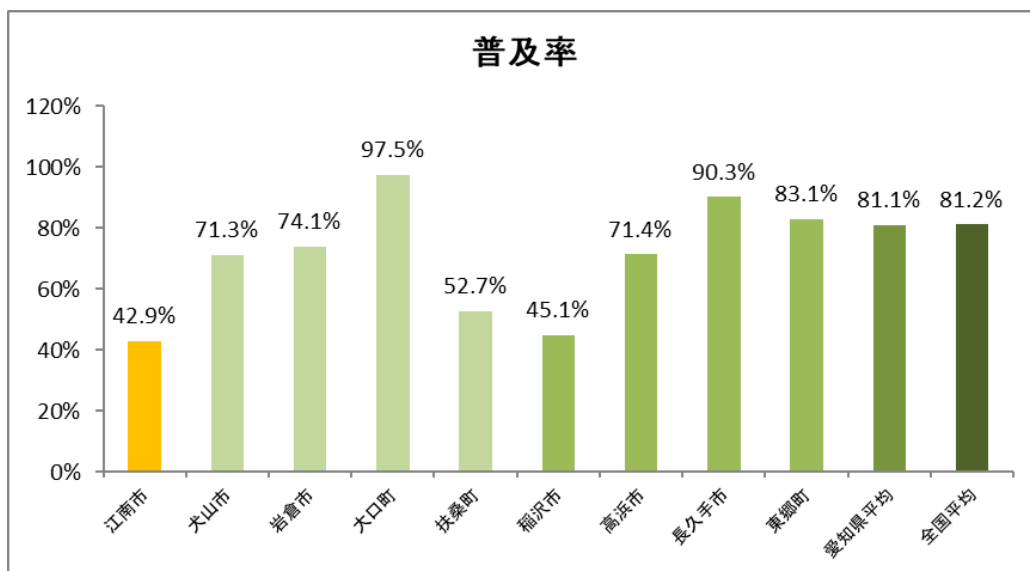
(算定式)

- $\text{処理区域内人口} \div \text{人口} \times 100$

(指標の説明)

- 人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合を表した指標
- 数値が高い場合ほど、下水道の整備が進んでいることを示す。

(比較表)



令和5年度末

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

(現状分析)

- 普及率は、供用開始年月が遅く、平成25年度まで単年度当たりの整備面積が小さかったため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低くなっています。

【施設等の効率性】

有収率																								
(算定式)																								
<ul style="list-style-type: none">年間有収水量÷年間排水量×100																								
(指標の説明)																								
<ul style="list-style-type: none">下水道処理場へ流れる排水のうち、有収水量の割合を表した指標100%に近いほど、施設の稼働状況が収益に反映されていることを示す。																								
(比較表)																								
<div style="text-align: center;"><h3>有収率</h3><table border="1"><thead><tr><th>自治体</th><th>有収率</th></tr></thead><tbody><tr><td>江南市</td><td>94.9%</td></tr><tr><td>犬山市</td><td>64.2%</td></tr><tr><td>岩倉市</td><td>87.3%</td></tr><tr><td>大口町</td><td>76.4%</td></tr><tr><td>扶桑町</td><td>94.9%</td></tr><tr><td>稲沢市</td><td>93.0%</td></tr><tr><td>高浜市</td><td>94.0%</td></tr><tr><td>長久手市</td><td>102.3%</td></tr><tr><td>東郷町</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>愛知県平均</td><td>75.4%</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>80.8%</td></tr></tbody></table></div>	自治体	有収率	江南市	94.9%	犬山市	64.2%	岩倉市	87.3%	大口町	76.4%	扶桑町	94.9%	稲沢市	93.0%	高浜市	94.0%	長久手市	102.3%	東郷町	90.0%	愛知県平均	75.4%	全国平均	80.8%
自治体	有収率																							
江南市	94.9%																							
犬山市	64.2%																							
岩倉市	87.3%																							
大口町	76.4%																							
扶桑町	94.9%																							
稲沢市	93.0%																							
高浜市	94.0%																							
長久手市	102.3%																							
東郷町	90.0%																							
愛知県平均	75.4%																							
全国平均	80.8%																							
令和5年度末																								
【出典】地方公営企業年鑑（総務省）																								
(現状分析)																								
<ul style="list-style-type: none">有収率は、本市が接続する愛知県の五条川右岸流域下水道全体として算出されたものであり、同流域は雨水等の流入による不明水量が少ないため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高くなっています。																								

【施設等の効率性】

水洗化率

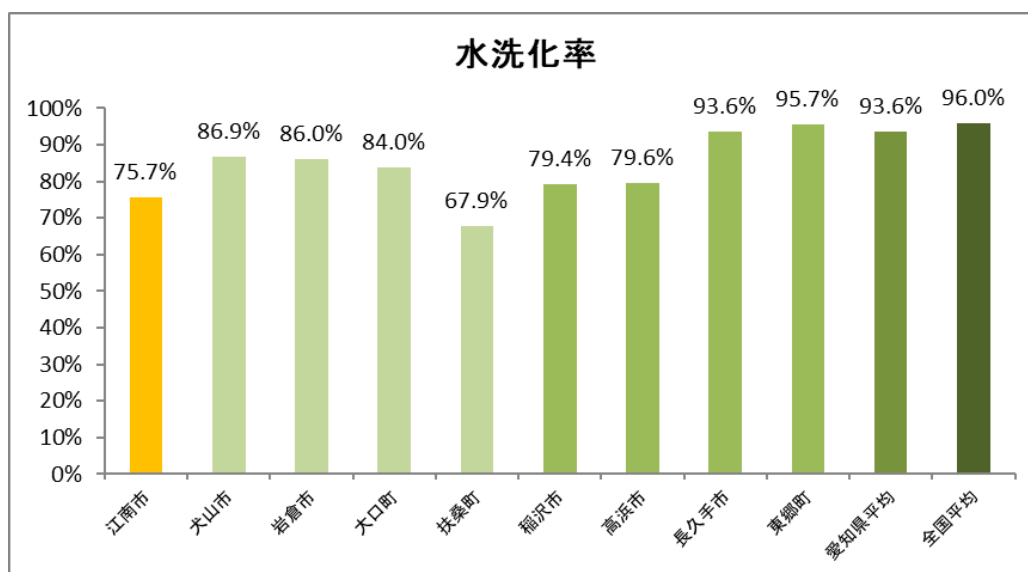
(算定式)

- $\text{下水道接続人口 (水洗化人口)} \div \text{処理区域内人口} \times 100$

(指標の説明)

- 処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を表した指標
- 数値が高い場合ほど、下水道への接続が進んでいることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

令和5年度末

(現状分析)

- 水洗化率は、供用開始年月が遅く、平成26年度以降に単年度当たりの整備面積を大きく増やした影響等があり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低くなっています。

【経営の効率性】

経費回収率

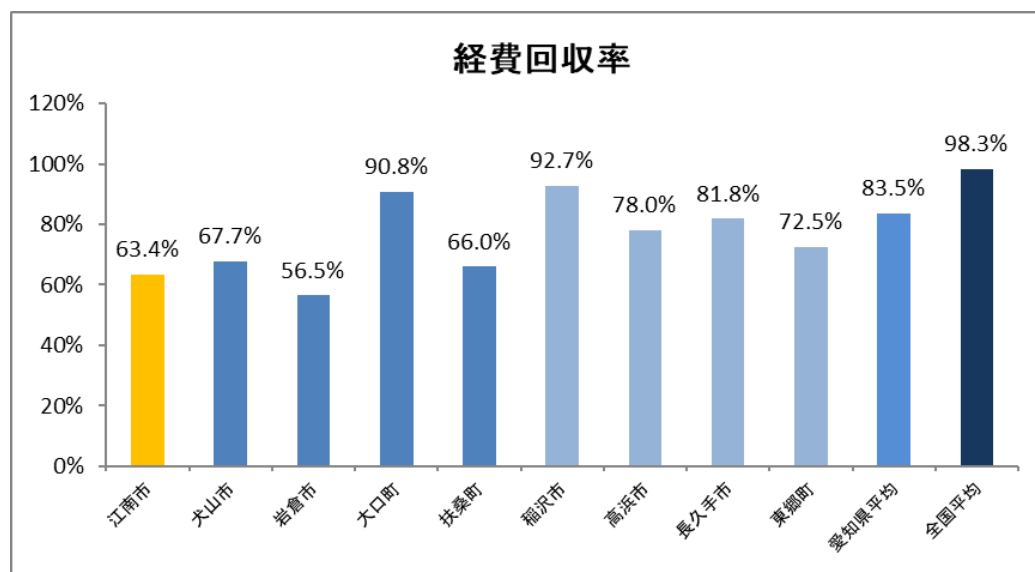
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 汚水処理費（公費負担分を除く。） × 100

(指標の説明)

- 汚水を処理するために必要な経費（使用料で回収すべき経費）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標
- 100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

令和5年度末

(現状分析)

- 経費回収率は、投資にあたって多額の企業債を借り入れており、その支払利息が多く発生することが要因で汚水処理費が高くなっているため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低くなっています。

【経営の効率性】

使用料単価

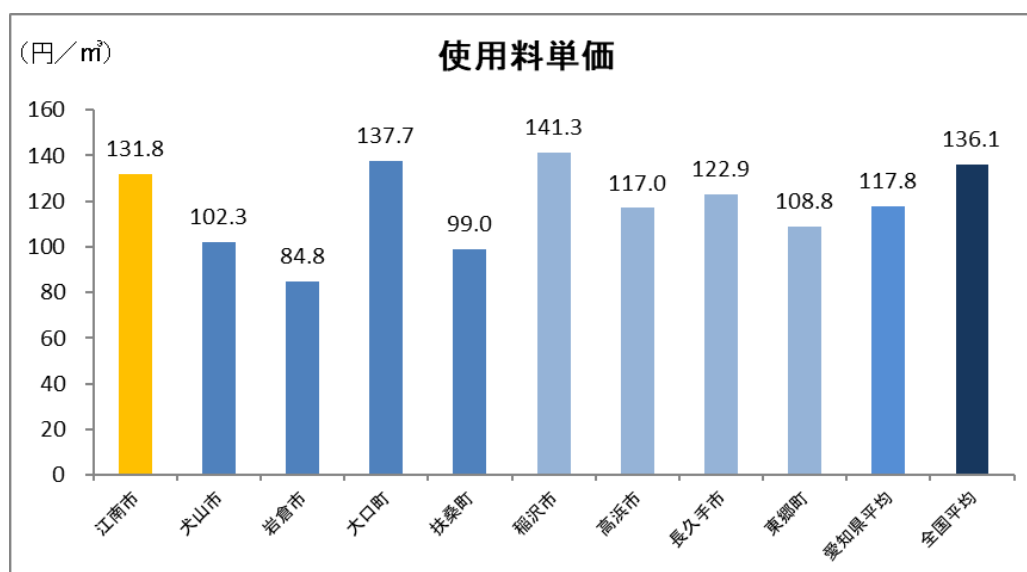
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 年間有収水量

(指標の説明)

- 有収水量 1 m³当たりの使用料収入を表した指標
- 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料収入月 3,000 円 / 20 m³ (使用料単価 150 円 / m³) を前提として行われている。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑 (総務省)

令和 5 年度末

(現状分析)

- 使用料単価は、令和 5 年度の使用料改定により、愛知県平均及び比較団体平均と比較すると高くなっていますが、全国平均と比較すると低くなっています。

【財務の健全性】

繰入金対使用料割合

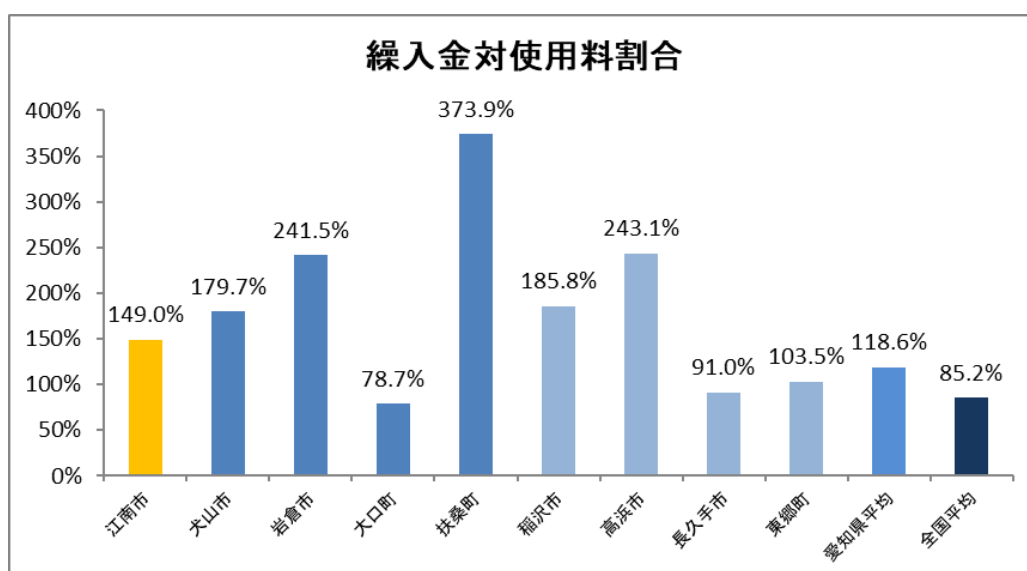
(算定式)

- 一般会計繰入金÷使用料収入×100

(指標の説明)

- 使用料収入に対する一般会計繰入金の割合を表した指標
- 数値が高い場合ほど、一般会計繰入金に依存していることを示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

令和5年度末

(現状分析)

- 繰入金対使用料割合は、比較団体と比較すると同程度となっていますが、全国平均及び愛知県平均と比較すると高くなっています。
- 使用料収入の約1.5倍の一般会計繰入金に依存して事業を運営していることを表しています。

【財務の健全性】

1人当たり企業債残高

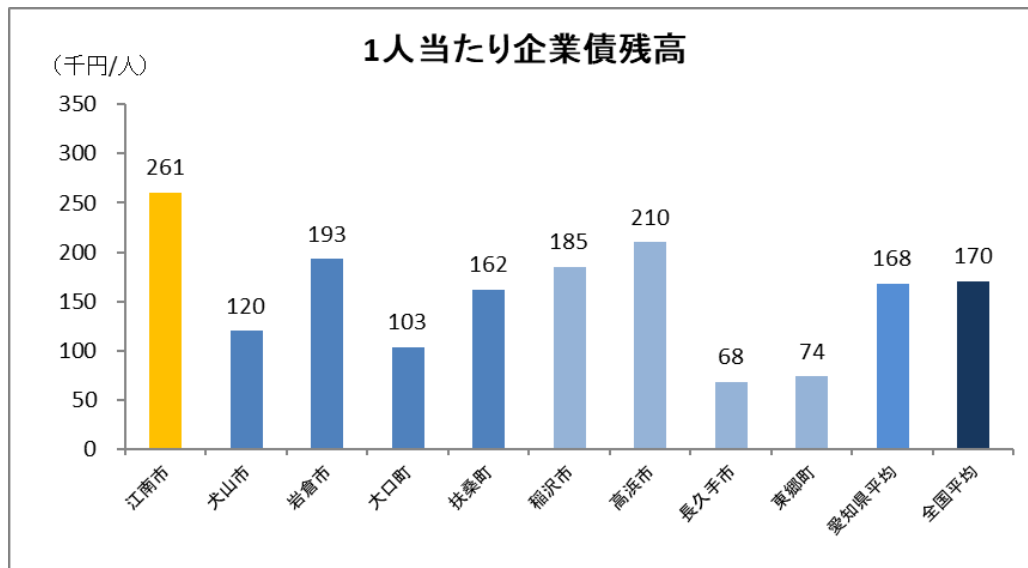
(算定式)

- 企業債残高÷処理区域内人口

(指標の説明)

- 処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表した指標
- 数値が高い場合ほど、将来世代への負担が大きいことを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

令和5年度末

(現状分析)

- 1人当たり企業債残高は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高くなっています。

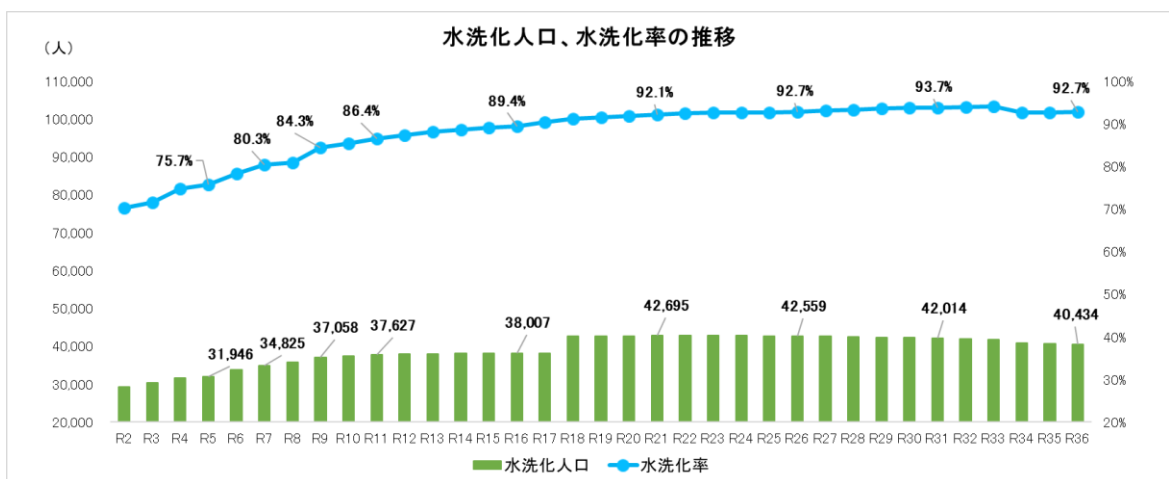
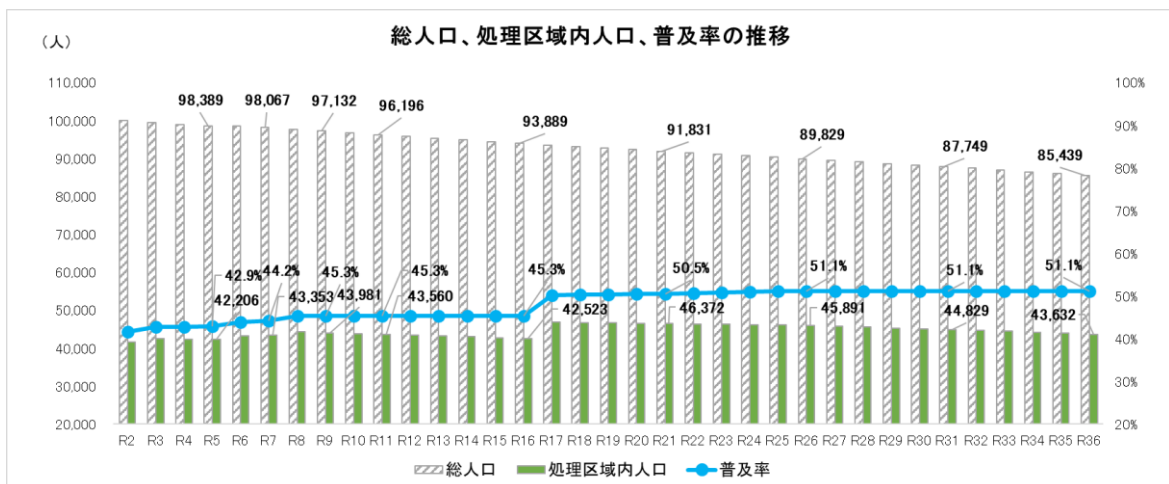
3. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口、水洗化人口の予測

経営戦略での本市総人口の推計は、第6次江南市総合計画の人口推計に基づき算出しており、令和36年度には令和5年度の98,389人から約13%減少する見込みです。

今後、市街化区域^{注17}全域と、一部の市街化調整区域の整備を進める中で、普及率は令和17年度に50%を超えた後は横ばいになり、普及率の予測を踏まえた処理区域内人口は、令和17年度に46,000人を超えた後は、人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見込みです。

また、普及率と下水道への接続が進むことによる水洗化率^{注18}の上昇に伴い、水洗化人口は令和18年度に42,000人を超え、処理区域内人口と同様、その後は人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見込みです。

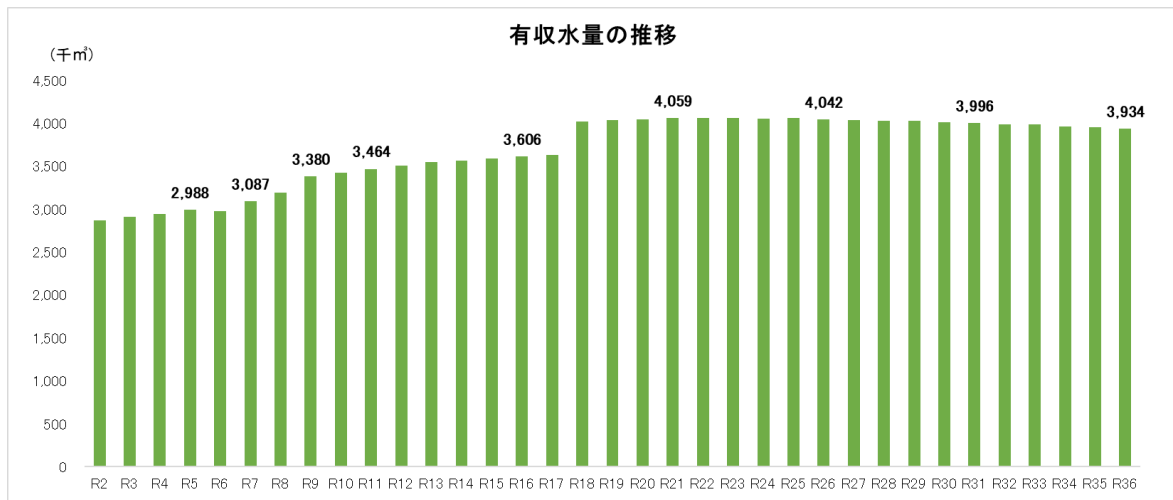


注17 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。なお、農地を保全し市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域がある。

注18 水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口（水洗化人口）の割合

(2) 有収水量の予測

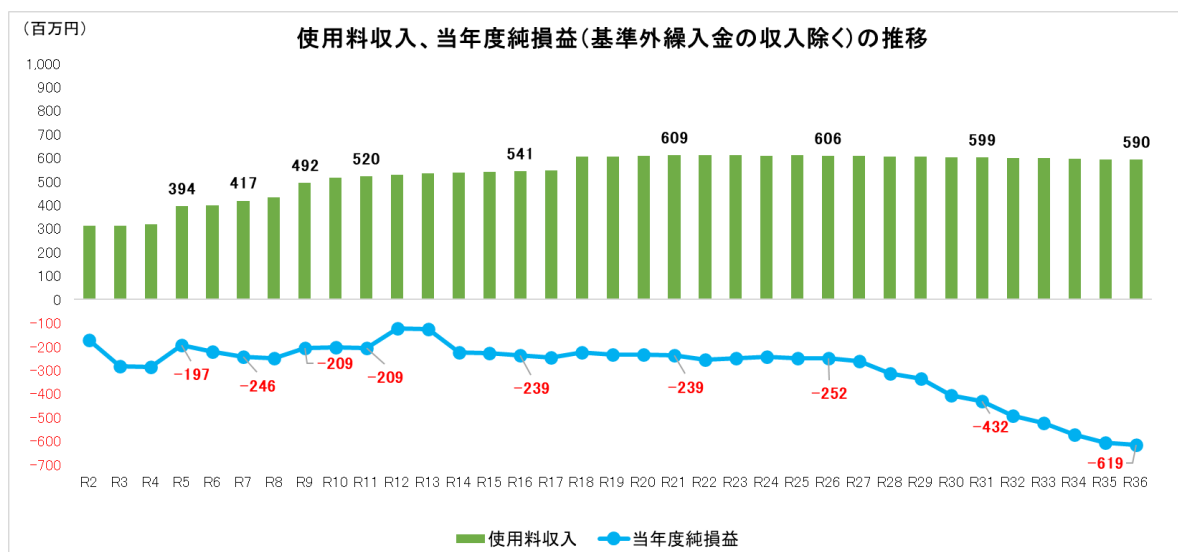
有収水量は、水洗化人口の増加に伴い上昇することで、令和 18 年度には令和 5 年度の 2,988 千 m^3 と比べて約 34%増となる 4,000 千 m^3 に達し、その後は水洗化人口の減少に伴い緩やかに減少する見込みです。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量の上昇、令和 5 年度及び令和 9 年度の使用料改定で右肩上がりに増加することで令和 18 年度には 6 億円を超えますが、その後は有収水量の減少に伴い緩やかに減少する見込みです。

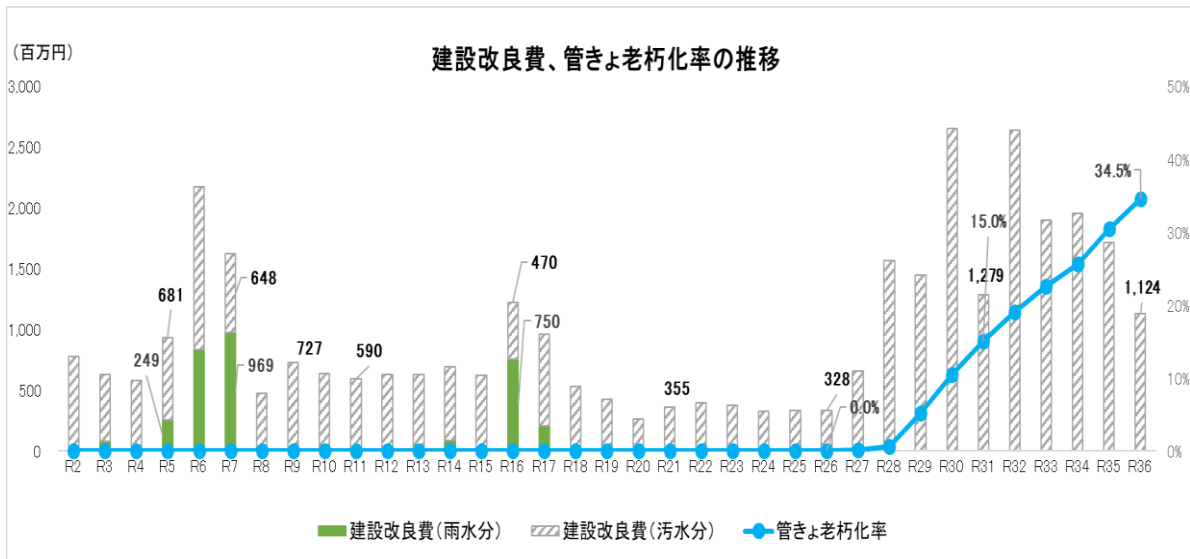
また、基準外繰入金を除いた当年度純損益は、令和 5 年度及び令和 9 年度の 2 回の使用料改定により収入が増えることで赤字を減らせるものの、物価上昇や企業債借入時の金利上昇の影響による事業費増に加え、今後、污水管きよの老朽化に伴い維持管理・更新にも多額の費用を要するため、令和 36 年度までに赤字が拡大する見込みです。



(4) 施設の見通し

令和6年度現在、老朽化している污水管きよはありませんが、令和27年度以降、法定耐用年数50年に順次達することで管きよ老朽化率が大きく上昇し、一斉に更新時期を迎える見込みです。

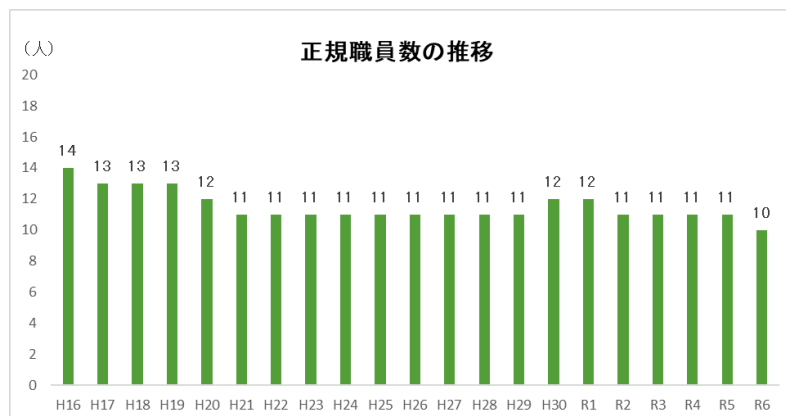
なお、法定耐用年数に達した時点で施設を更新することとした場合、令和27年度以降に多額の更新費用が必要となる見込みです。



(5) 組織の見通し

使用料の収納事務を民間業者に委託するなど、これまでも人員削減を行いながら、限られた人員で業務を効果的・効率的に行えるよう、各職員が専門技術の習得に努めながら業務を行ってきました。

今後について、特別な事情がない限り令和6年度の人員数を維持することとし、限られた人員で下水道施設の維持管理や将来の更新にも適切に対応する必要があるため、業務の見える化や研修への積極的な参加により、ノウハウを正確に継承していくことが必要です。



4. 下水道事業の経営課題

現状分析等を踏まえ、本市の下水道事業の経営課題を、次のとおり整理します。

○使用料収入の少なさ

下水道事業の供用開始年月が遅いことが要因となり、普及率と水洗化率が共に低くなっていることに加え、処理区域内に排出量の多い企業等の大口需要家が少ないため、多くの使用料収入を見込めない。

○一般会計繰入金への依存

繰入金対使用料割合は、愛知県平均及び全国平均と比較して高くなっており、一般会計繰入金に大きく依存している状態である。また、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄えていない状況であるため、一般会計繰入金には、財源不足を補てんするための基準外繰入金が含まれている。

○多額の企業債の借り入れ

1人当たり企業債残高は、愛知県平均、全国平均、及び比較団体平均と比較して高くなっており、将来世代への負担が大きくなっている状況である。また、企業債の償還において多額の支払利息が発生しており、事業経営上の負担が大きくなっている。

○将来的な経営環境の悪化

使用料収入が十分でない一方で、汚水処理原価が愛知県平均、全国平均、及び比較団体平均と比較して高くなっていることを要因として、赤字の経営状況が続いている。また、将来においては、人口減少等の影響による使用料収入の減少、物価上昇や企業債借入時の金利上昇の影響による事業費の増加、また、汚水管きよの老朽化に伴い維持管理・更新にも多額の費用の発生が見込まれており、さらなる経営環境の悪化が予想される。

第3章 経営の基本方針

「快適な生活環境づくり」や「自然と調和した水環境づくり」のためには、本市の下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続させる必要があります。

また、経営課題の解決に向けては、主に人口減少等の将来の施設需要を見据えた適正な投資や収入増加の施策の実施が重要です。

これらを踏まえ、本市の下水道事業の経営の基本方針を次のとおり定めます。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現

下水道整備区域は、整備開始当初の計画では市内のほぼ全域を整備対象としていました。しかし、市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が多く普及していることから下水道事業の費用対効果が低い状況にあり、また、市街化区域に比べて人口密度が低く投資効率が悪い区域のため、下水道整備区域は市街化区域を原則とし、一部の市街化調整区域のみを下水道整備二一ズ、事業費、採算性等を勘案して整備区域に含めることとします。

このように人口減少等を踏まえた将来の施設需要を見据えた適正な投資を実施することで、第6次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラス・ネットワーク^{注19}の実現に取り組みます。

(2) 適正な財源の確保

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて下水道使用者による適正な負担となるよう検討するなど、地方公営企業^{注20}の独立採算の原則にのっとり適正な財源の確保に取り組みます。

^{注19} コンパクト・プラス・ネットワーク：国土交通省が提唱している政策で、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

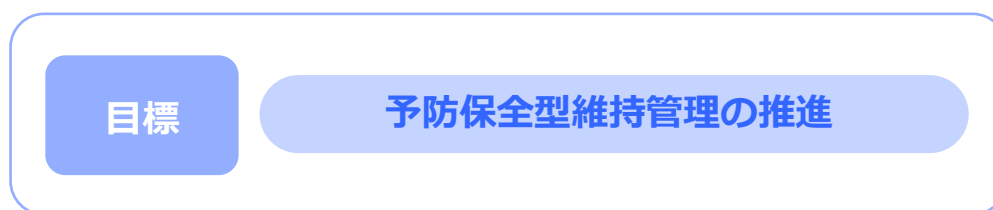
^{注20} 地方公営企業：地方公共団体が経営する企業。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道事業、水道事業が該当する。

第4章 投資・財政計画

基本方針を実現するため、投資及び財源に関する具体的な取り組みと数値目標を設定し、それらを踏まえた投資・財政計画を策定します。

1. 投資に関する取り組み

(1) 投資目標



雨水貯留施設は新規の整備を進めている段階であり、現状、使用開始している施設はなく、污水管きよも平成5年度に整備開始し、平成14年度に供用開始した比較的新しい施設であることから、現時点では法定耐用年数（50年）を超えて使用している施設はなく、老朽化も見受けられません。

しかし、法定耐用年数到達時で更新した場合の投資試算の結果、令和27年度以降に污水管きよの更新が一斉に発生することで急激な資金不足が生じる見込みであり、下水道事業の経営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このため、今後は予防保全型維持管理^{注21}により、施設の耐用年数を延長し施設更新のタイミングを遅らせたうえで、一斉に更新時期が到来しないよう投資の平準化・削減につなげます。

^{注21} 予防保全型維持管理：施設の損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、施設機能の保持・回復を図る管理手法をいい、突発的な事故や費用発生を減少させることができ、費用の平準化・削減、施設の長寿命化が可能となる。反対に、施設機能に明らかな不具合が生じてから修繕等を実施する管理手法を事後保全型維持管理という。

(2) 投資目標達成に向けた具体的な取り組み(投資・財政計画反映)

① 下水道施設の整備・更新に関する事項

污水管きよ、雨水貯留施設ともに新規の整備を進めます。

なお、更新時期について、法定耐用年数 50 年が経過した後ではなく、江南市公共下水道事業計画^{注22}の「施設の長期的な改築の需要見通し」で設定の耐用年数 75 年を目標（目標耐用年数）に長寿命化したうえで、更新を進めます。

【主な施設整備計画】

事業	主な財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	今後10年間の費用
污水	私費 (下水道使用料等)		市街化調整区域 の面整備※	主要な污水幹線の整備								約47億円
雨水	公費 (一般会計繰入金等)	市内重点地区の雨水貯留施設の整備										約18億円

※市街化区域に近接し、採算性が見込まれる区域のみ面整備を実施

② 投資の平準化に関する事項

現時点で老朽化している污水管きよはありませんが、今後、予防保全型維持管理を実施するためには、法定耐用年数が経過する 10 年程度前までに点検・診断・修繕・更新等の実施内容・時期等のメンテナンスサイクルを構築する必要があります。

このため、污水事業では令和 15 年度までにメンテナンスサイクルを定めたストックマネジメント^{注23}計画を策定し、計画に基づき投資の平準化を図ります。

③ 最適化に関する事項

令和 2 年度の污水適正処理構想^{注24}の見直しに伴う下水道と合併処理浄化槽の整備区域のすみ分けにより、最適な污水处理施設の選択（最適化）を行いました。

最適化の結果に基づき、引き続き市街化区域の下水道整備を進めるとともに、市街化調整区域のうち採算性の取れる区域についても整備を進めます。

^{注22} 江南市公共下水道事業計画：江南市公共下水道事業基本計画で定められた区域のうち、5～7 年間のうちに整備を実施する区域等を定める計画。下水道施設の点検方法・頻度についても記載されている。

^{注23} スtockマネジメント：下水道施設全体の中長期的な施設（ストック）の状態を予測しながら、点検・診断・修繕・更新等を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する手法のこと。

^{注24} 污水適正処理構想：市全体を対象として、効率的に污水处理施設の整備を行うため、下水道、合併処理浄化槽等の各污水处理施設の整備予定区域を設定する計画

④ 広域化・共同化に関する事項

愛知県における汚水処理事業に係る効率的な事業執行を目的とした汚水処理の広域化・共同化計画策定（令和4年度策定）の中で、愛知県や近隣市町と連携し、広域化・共同化が可能な業務がないか検討を進めた結果、維持管理・事務の共同化（排水設備指定登録等事務の共同化、汚水管きよの調査の共同化）が決まり、令和5年度から取り組みを進めています。

⑤ 民間活力（民間委託、PPP/PFI等）の活用に関する事項

PPP/PFI^{注25}といった民間活力の活用について、当面の間は現在の民間委託を継続します。

⑥ 防災・安全対策に関する事項

下水道は市民生活に必要不可欠な施設です。汚水事業は、市民生活に影響が及ばないよう災害時でも施設の機能を維持するため、日本下水道協会の「下水道維持管理指針」に基づき、汚水管きよの腐食の可能性のある箇所について5年に1回程度の頻度で定期点検を実施します。また、現在整備済みの汚水管きよはすべて耐震化されている状況ですが、新規整備時には、地盤の耐震診断を行ったうえで必要に応じて液状化対策等を適切に実施します。

雨水事業は、浸水被害を軽減するため、市内重点地区への雨水貯留施設の整備を進めるとともに、総合治水対策を推進するため、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置に対して補助金の交付を継続します。

^{注25} PPP/PFI：PPPとはPublic Private Partnershipの略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、公共サービスの効率化や向上をめざすもの。民間委託やPFI等の様々な手法がある。また、PFIとはPrivate Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法のことである。

(3) 今後検討予定の投資に関する取り組み(投資・財政計画未反映)

① 投資の平準化に関する事項

雨水事業について、雨水貯留施設は新規整備を開始したばかりのため、策定期間は未定ですが、今後、污水事業と同様にストックマネジメント計画を策定します。

② 広域化・共同化に関する事項

令和5年度から広域化・共同化についての取り組みが始まりましたが、今後も効率的な事業運営を図るため、愛知県や近隣市町と情報交換等を行い、新たに取組むことができる業務がないか検討します。

③ 民間活力(民間委託、PPP/PFI等)の活用に関する事項

当面の間は現行の民間委託を継続することとしていますが、令和5年度に江南市PPP/PFI手法導入優先的検討規程が定められているため、先進自治体の例を参考にPPP/PFI手法の導入について検討します。

また、検討の際には、令和5年度に国土交通省より、ウォーターPPP^{注26}の導入を決定済みであることが、令和9年度以降の污水管きよ更新時における国庫交付金の交付要件として示されたため、污水管きよの法定耐用年数の到来は令和27年度以降と少し先ですが、今後の更新時に国費支援を受けるためにもウォーターPPP導入も含めて検討します。

^{注26} ウォーターPPP：下水道、水道、工業用水道分野において、施設の所有権はあくまで公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する公共施設等運営事業（コンセッション方式）に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント」を含めたもの。管理・更新一体マネジメント方式の導入は、施設の老朽化への対応や職員数の減少による人員不足に対する組織体制の補完、経営ノウハウや創意工夫の活用による経費削減等の経営改善の効果が期待できる。

2. 財源に関する取り組み

(1) 財源目標



【数値目標】

指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目標値 (R16)	望ましい 方向	類似団体 全国平均 (R4)
経費回収率	%	63.4	71.0	82.1	↑	84.2
水洗化率	%	75.7	87.2	90.9	↑	88.1
企業債残高対事業規模 比率	%	1,439.1	985.1	838.7	↓	909.2

経費回収率について、下水道事業は独立採算を原則とすることから、本来は目標値を100%以上とするのが望ましいですが、本市は全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較して低くなっており、経費回収率100%の達成には、急激な使用料改定が必要となるなど市民負担への影響が大きくなるため、まずは計画期間内に80%以上をめざします。

水洗化率について、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低くなっています。これは、下水道事業が供用開始から市民等が下水道に接続するまでに年数がかかる性質を持つため、本市は供用開始が平成14年度と比較的遅く、また、平成26年度以降に単年度当たりの整備面積を大きく増やしたことで供用開始区域が拡大した影響を受けていると考えられます。現在は、供用開始区域の拡大が落ち着いており、下水道への接続が進む状況となっていることから、計画期間内の収入増加が達成できるよう水洗化率90%以上をめざします。

1人当たり企業債残高が、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高くなっていることから、企業債残高対事業規模比率について、少なくとも類似団体の全国平均と同程度の数値になることをめざします。

(2) 財源目標達成に向けた具体的な取り組み(投資・財政計画反映)

① 加入促進への取り組みに関する事項

下水道未接続者への戸別訪問の強化、公共施設・商業施設での来場者に向けた啓発活動、接続工事時の各種補助制度のさらなる周知の実施により、下水道への接続を促進します。

なお、戸別訪問時においては、未接続である理由や今後の接続の見込み等を聞き取った結果を、令和3年度から作成している加入促進訪問台帳に随時反映させ、台帳の内容から未接続者の情報を正確に把握することで効率的な啓発活動を実施し、水洗化率の向上につなげます。

② 使用料等の適切な徴収に関する事項

使用料や受益者負担金等は、各種法令を遵守し徴収漏れや誤徴収が発生しないよう事務を進め、また、滞納整理事務を適切に行うことで収納率の向上につなげます。

③ 資産の有効活用等による収入増加に関する事項

下水道への興味・関心が深まるよう、令和2年度からマンホール蓋をデザインしたマンホールカードの配布により啓発活動を実施しており、今後も継続することで下水道への接続につなげます。

④ 企業債に関する事項

下水道施設の整備・更新にあたっては、将来世代に負担が残らないよう、国庫交付金の有効活用や投資の平準化・削減を行うことなどで企業債の借入額を極力抑えます。

⑤ 繰入金に関する事項

水洗化率が低く十分な使用料収入が得られていない現時点では、汚水処理に要する費用を下水道使用者だけで負担することは困難であることから、一般会計繰入金の活用はやむを得ませんが、段階的に使用料へ転嫁することで基準外繰入金の削減につなげます。

⑥ 使用料の見直しに関する事項（使用料改定の必要性の検証）

経営戦略の策定と併せて行った令和2年度からの使用料改定の必要性に関する検証により、令和5年度及び令和9年度の使用料改定を決定しており、使用料収入の増加を見込んでいます（使用料単価は令和5年度：135円/m³、令和9年度：150円/m³）。

しかし、人口減少等の影響で使用料収入は徐々に減少することが予想され、また、物価上昇や企業債借入時の金利上昇の影響による事業費の増加、污水管きよの老朽化に伴い維持管理・更新にも多額の費用を要することで、将来的に赤字は拡大する見込みであることから、使用料を更に改定し収入を大きく増加させる必要があります。

また、污水管きよ整備時における国庫交付金の交付要件（重点配分）として、供用開始から30年以上経過している場合において、経費回収率80%以上及び使用料単価150円/m³以上を満たしている必要もあるため、令和16年度までの経営戦略の計画期間内においては令和14年度の使用料改定をめざします（使用料単価175円/m³）。

なお、経費回収率100%を達成するためには、計画期間終了後においても使用料の改定が必要であり、令和26年度までの投資・財政計画では、令和19年度と令和24年度にも使用料を改定することとしています。

※使用料の改定期期や使用料単価は、あくまで投資・財政計画上の試算に基づくものであり、すでに決定している令和9年度の使用料改定後の令和11年度以降に、改めて使用料改定の必要性に関する検証を行ったうえで、詳細を決定します。

（第5章2 経費回収率向上に向けたロードマップ参照）

※投資・財政計画上の試算では、経費回収率は令和24年度に使用料を改定するまでは100%に達しないこと、また、污水管きよの更新時期が令和27年度以降と先であり、正確な更新需要の予測が困難であることから、当面の間は使用料対象経費に資産維持費^{注27}を算入していません。

^{注27} 資産維持費：将来に更新する下水道施設は、新設当時と比較し機能は向上するものの、施工環境の悪化等により工事費の増加が予想され、その増加見込み分について備えるため使用料対象経費に含めることができる費用。資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、不断の経営努力を行ったうえが望ましい。

(3) 今後検討予定の財源に関する取り組み(投資・財政計画未反映)

① 加入促進への取り組みに関する事項

次世代を担う子どもに下水道に対する興味・関心を深めてもらうことで、下水道への接続につなげていくため、訪問授業（小学校への出前講座）の実施を検討します。

また、排水設備指定工事店の営業意欲を高め、下水道接続件数の増加につなげていくため、水洗化率向上に貢献したと認められる指定工事店への表彰制度の導入を検討します。

② 資産の有効活用等による収入増加に関する事項

マンホール蓋への公告掲載といった収入増加策について、先進自治体の例を参考に実施を検討します。

③ 使用料の見直しに関する事項

現在の使用料対象経費には資産維持費を算入しておらず、また、当面の間も算入しないこととしていますが、経費回収率が100%に達する見込みとなった時点の使用料改定の必要性に関する検証において、資産維持費の算入について改めて検討します。

3. 投資以外の経費に関する取り組み

【投資以外の経費に関する取り組み（1）】

項目	目標達成に向けた具体的な取り組み (投資・財政計画反映)	今後検討予定の取り組み (投資・財政計画未反映)
民間活力の活用に関する事項 委託料に関する事項	平成 18 年 4 月から使用料収納事務を民間事業者へ委託することで経費を削減しており、今後も継続します。	マンホールポンプや雨水貯留施設等の維持管理において、包括的民間委託（複数事業の一括契約）の導入を検討します。
職員給与費に関する事項	令和 6 年度に正規職員を 1 名削減しており、新規整備を進める今後 10 年間は、特別な事情がない限り令和 6 年度の人員数を維持します。	特別な事情がない限り令和 6 年度の人員数を維持することとしていますが、今後 10 年間においても、人事部局と協議の上、さらなる人員削減が可能か柔軟に検討します。
動力費に関する事項	マンホールポンプの電気料について、電力契約自由化を活用し、令和 4 年 5 月より従来契約の一部を市内の小売電気事業者へ変更することで、動力費を 10%程度削減しました。今後も、より低廉な料金提供を行う電力会社を毎年度入札にて決定し直し、動力費の削減を継続します。	マンホールポンプは、令和 8 年度以降、法定耐用年数に達する設備があるため、設備の老朽化状況を確認しながら、更新時には省電力機器への切替えなど、さらなる動力費の削減について検討します。
修繕費に関する事項	江南市公共下水道事業計画等に基づき、計画的な修繕を実施します。	ストックマネジメント計画策定後は、予防保全型維持管理の実施により、修繕費の平準化・削減につなげます。

【投資以外の経費に関する取り組み（2）】

項目	目標達成に向けた具体的な取り組み (投資・財政計画反映)	今後検討予定の取り組み (投資・財政計画未反映)
DX ^{注28} ・GX ^{注29} に関する事項	DXの取り組みとして、これまで、下水道管情報のデジタル化・本市ホームページにおける公開（令和元年度）、公営企業会計システムのクラウド化（令和6年度）を実施しており、今後も、さらなるDXの推進を図ります。	GXの取り組みとして、公用車更新時は、温室効果ガス削減効果がある次世代自動車（電気自動車）の導入を検討します。
不明水対策に関する事項	各家庭等の下水道接続時の排水設備工事において、市が適切な検査を行うことで排水設備からの雨水流入を防ぎ、不明水の発生を抑制します。	本市の取り組みだけでは不明水対策は困難なため、不明水流入箇所の特定などの対策の重要性について、これまで県に対し問題提起してきましたが、具体的な取り組みは決まっていない状況です。今後も県や関係市町と協力して実施可能な取り組みがないか検討し、流域下水道維持管理費負担金 ^{注30} の削減につなげます。

注28 DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル技術の活用によって業務やビジネスモデルそのものを変革し、企業価値を高める取り組みのこと。

注29 GX：Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略で、二酸化炭素等の温室効果ガスを生じる化石燃料から、温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーへの変革を行うこと。

注30 流域下水道維持管理費負担金：都道府県が管理する下水道処理場の維持管理に要する経費について、処理場を利用する市町村が一定割合負担するもの

4. 投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明

(1) 前提条件

投資目標及び財源目標を踏まえた今後 20 年間における投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての前提条件は以下のとおりです。

① 収益的収支

項目		前提条件		
収益的収支 注 31	営業 収益	使用料収入	実績を踏まえた将来見込みにより算定（処理区域内人口 × 水洗化率 × 一人当たり有収水量 × 年間日数 × 使用料単価）※使用料単価は使用料改定を反映	
		雨水処理負担金	実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		その他	下水道手数料等。実績を踏まえた将来見込みにより算定	
	収入	他会計負担金・補助金	他会計負担金は一般会計繰入金（基準内）。他会計補助金は一般会計繰入金（基準外）。実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		営業外 収益	国（県）補助金	排水設備工事関連の補助に対する国庫交付金等。実績を踏まえた将来見込みにより算定
		長期前受金 戻入 ^{注32}	投資実績及び将来の投資見込みにより算定	
		その他	コピー等実費徴収金等。実績を踏まえた将来見込みにより算定	
	支出	営業 費用	職員給与費	令和 6 年度現在の人員配置に、賃金上昇率 1.0%（内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より）を反映して算定
			経費	動力費、修繕費、委託料、流域下水道維持管理費負担金等。実績を踏まえた将来見込みに、消費者物価上昇率 0.9%（内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より）を反映して算定
		減価償却費	投資実績及び将来の投資見込みにより算定。償却率は施設の法定耐用年数（污水管きよ 50 年、雨水貯留施設 50 年等）に応じて設定（長期前受金戻入も同じ）	
営業外 費用		支払利息	投資実績及び将来の投資見込みにより算定。償還期間について、整備に対する企業債は 30 年（金利の上昇傾向を踏まえ、年利 2.3%で設定）、資本費平準化債は 20 年（金利の上昇傾向を踏まえ、年利 2.0%で設定）	

注31 収益的収支：施設の維持管理等を行うための収入と支出のこと。収入については使用料や一般会計繰入金等、支出については施設維持管理費や支払利息等がある。

注32 長期前受金戻入：固定資産を取得（建設）したときに、その財源として国庫交付金等が交付される場合には、その国庫交付金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して毎年度収益として計上し、その分割された収入を長期前受金戻入という。減価償却費と対になる。

② 資本的収支

		項目	前提条件
資本的収支 注33	収入	企業債	将来の投資見込みにより算定
		資本費平準化債	長期前受金戻入・減価償却費（投資実績及び将来の投資見込みにより算定）及び企業債償還金（借入実績及び将来の借入見込みにより算定）の将来見込みにより算定
		他会計出資金	建設改良費に充てるため出資の目的で一般会計から繰り入れるもの。一般会計繰入金（基準外）。実績を踏まえた将来見込みにより算定
		他会計負担金・補助金	他会計負担金は一般会計繰入金（基準内）。他会計補助金は一般会計繰入金（基準外）。実績を踏まえた将来見込みにより算定
		国（県）補助金	将来の投資見込みにより算定
		受益者負担金・分担金	実績を踏まえた将来見込みにより算定
	支出	建設改良費	工事請負費は将来の投資見込みにより算定。流域下水道建設事業費負担金等のその他の経費は、実績を踏まえた将来見込みにより算定
		職員給与費	令和6年度現在の人員配置に、賃金上昇率1.0%（内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より）を反映して算定
		企業債償還金	借入実績及び将来の借入見込みにより算定（償還期間について、整備に対する企業債は30年、資本費平準化債は20年）

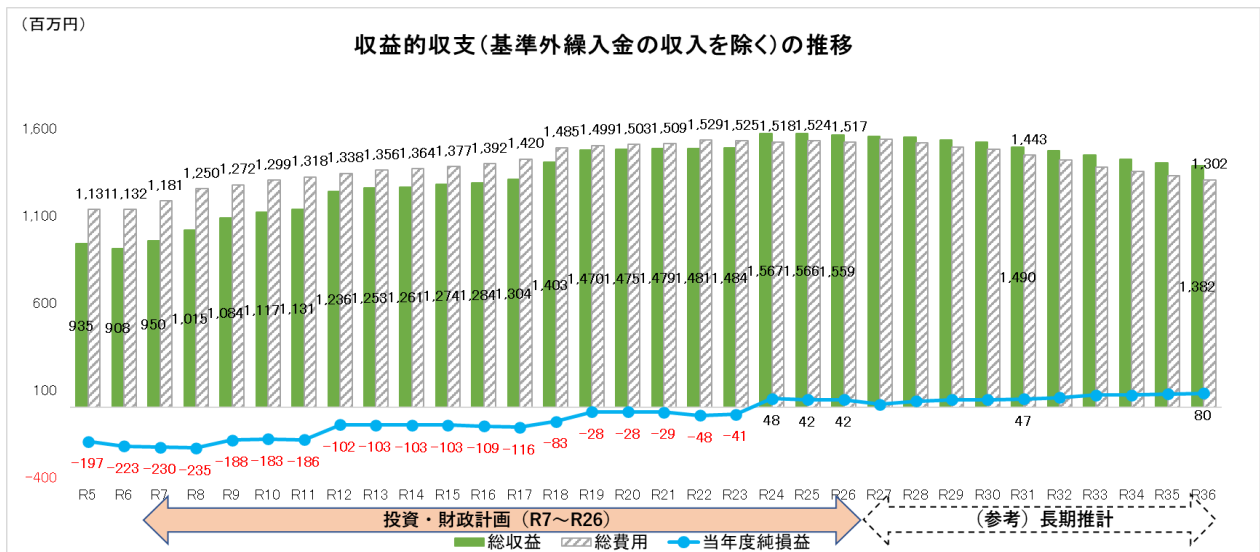
注33 資本的収支：新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出のこと。収入については受益者負担金や国庫交付金等、支出については建設改良費や企業債償還金等がある。

(2) 各種数値の推移

投資・財政計画における各種数値の推移は次のとおりです。

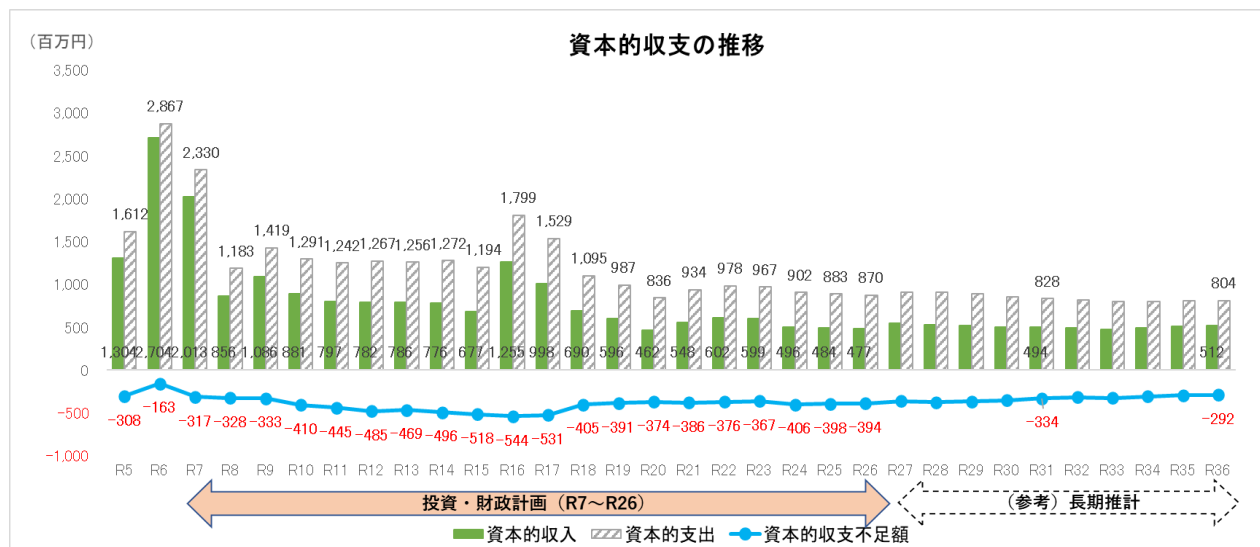
① 収益的収支（基準外繰入金の収入を除く）

基準外繰入金の収入を除いた当年度純損益は、水洗化率向上の取り組みの推進、使用料の改定により、使用料収入が増えることで徐々に向上し令和 24 年度には黒字となる見込みです。なお、令和 16 年度までの計画期間内においては、最低限の基準外繰入金を繰り入れることで収支均衡となる見込みです。



② 資本的収支

予防保全型維持管理を推進することで、投資の平準化・削減が可能となり、資本的支出は抑制できる見込みです。



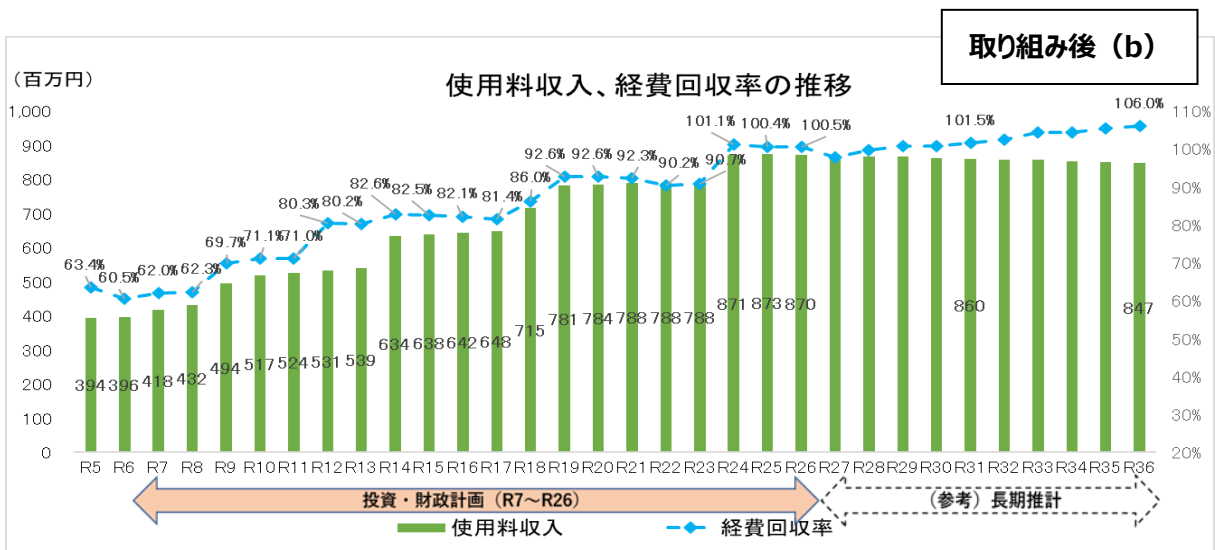
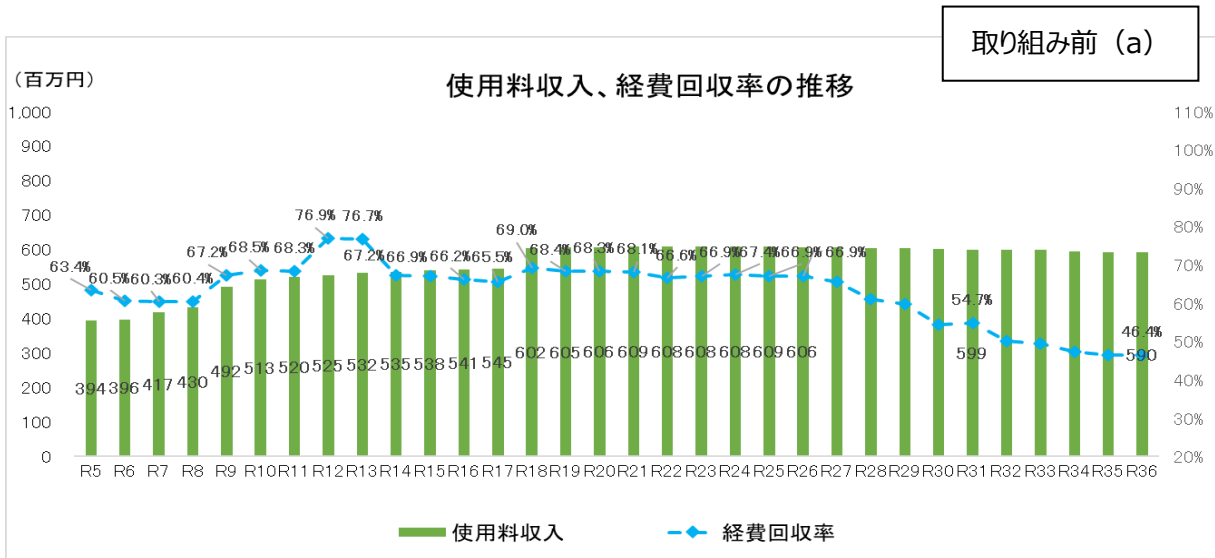
③ 使用料収入・経費回収率

使用料収入は、水洗化率向上の取り組みの推進のほか、すでに決定している令和5年度及び令和9年度の使用料改定に加え、定期的な使用料改定により右肩上がりとなる見込みです。

また、使用料改定等により使用料収入が増えることで経費回収率も改善するため、令和12年度には計画期間内の目標値である80%以上を達成する見込みです。しかし、健全経営の目安である100%は達成しない見込みのため、計画期間終了後も定期的な使用料改定が必要です。なお、投資・財政計画上の試算では、令和19年度及び令和24年度にも使用料を改定することで経費回収率100%を達成する見込みです。

項目		R11	R16	R21	R26
使用料収入 (百万円)	取り組み前 (a)	520	541	609	606
	取り組み後 (b)	524	642	788	870
	比較 (b-a)	4	101	179	264

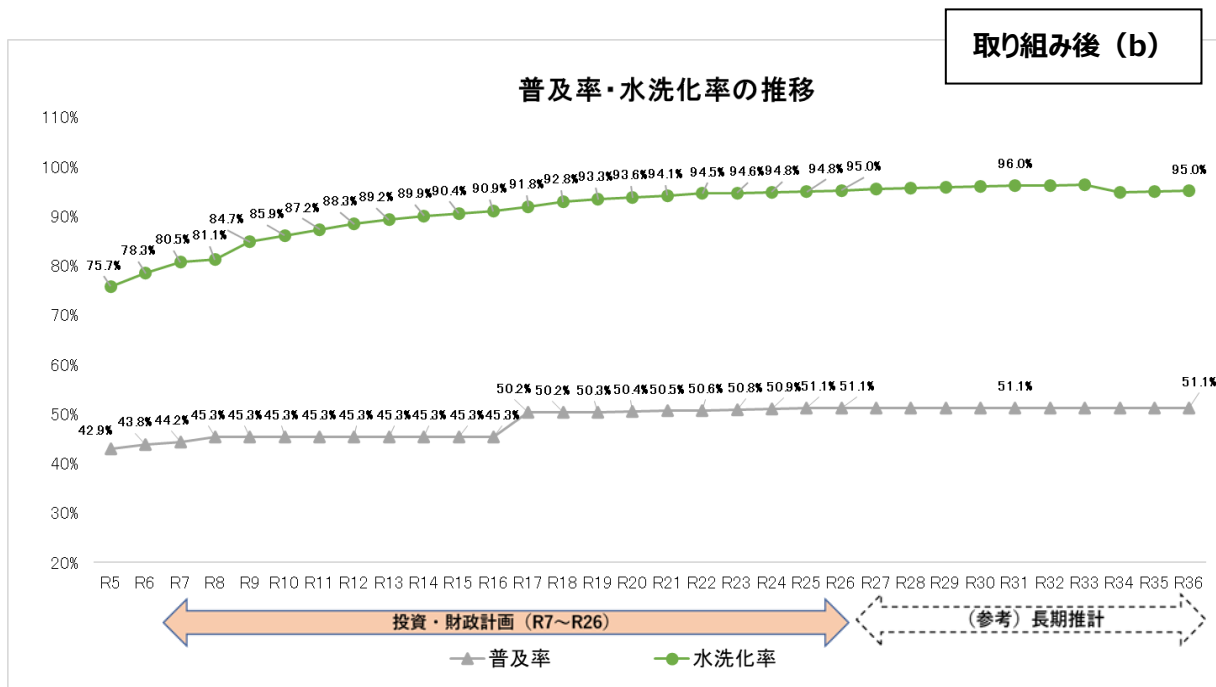
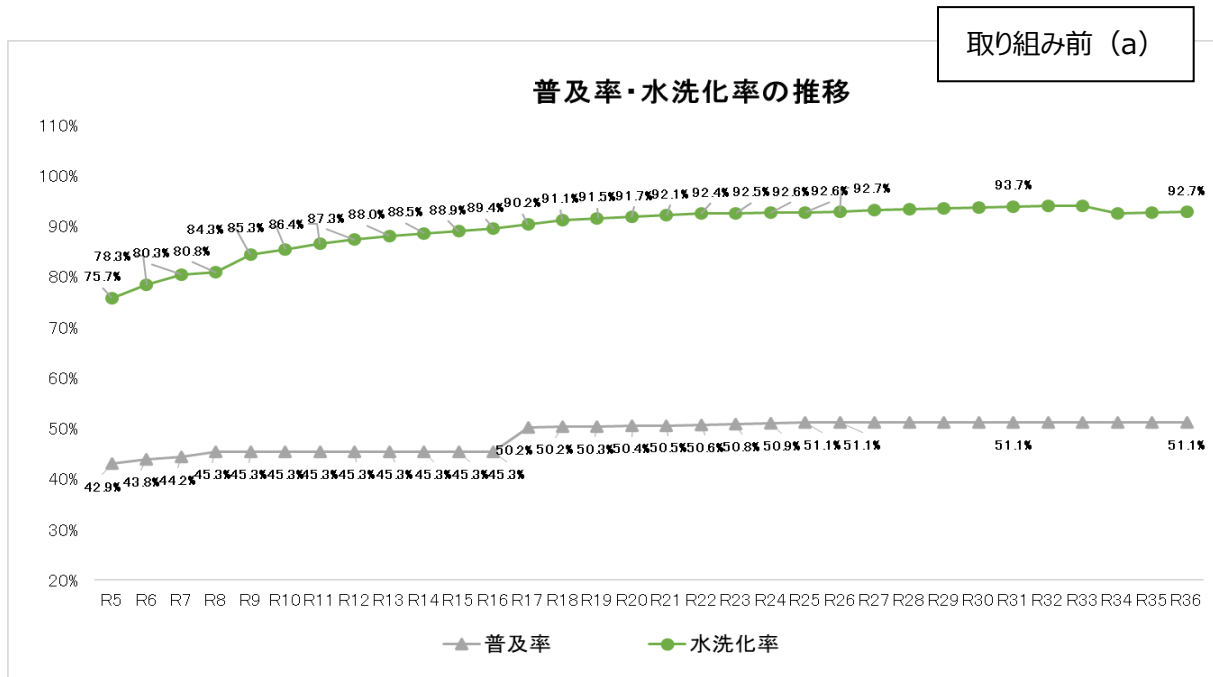
項目		R11	R16	R21	R26
経費回収率 (%)	取り組み前 (a)	68.3	66.2	68.1	66.9
	取り組み後 (b)	71.0	82.1	92.3	100.5
	比較 (b-a)	2.7	15.9	24.2	33.6



④ 普及率・水洗化率

水洗化率は、水洗化率向上の取り組みの推進により、令和 15 年度には計画期間内の目標値である 90%以上を達成し、その後も右肩上がりとなる見込みです。

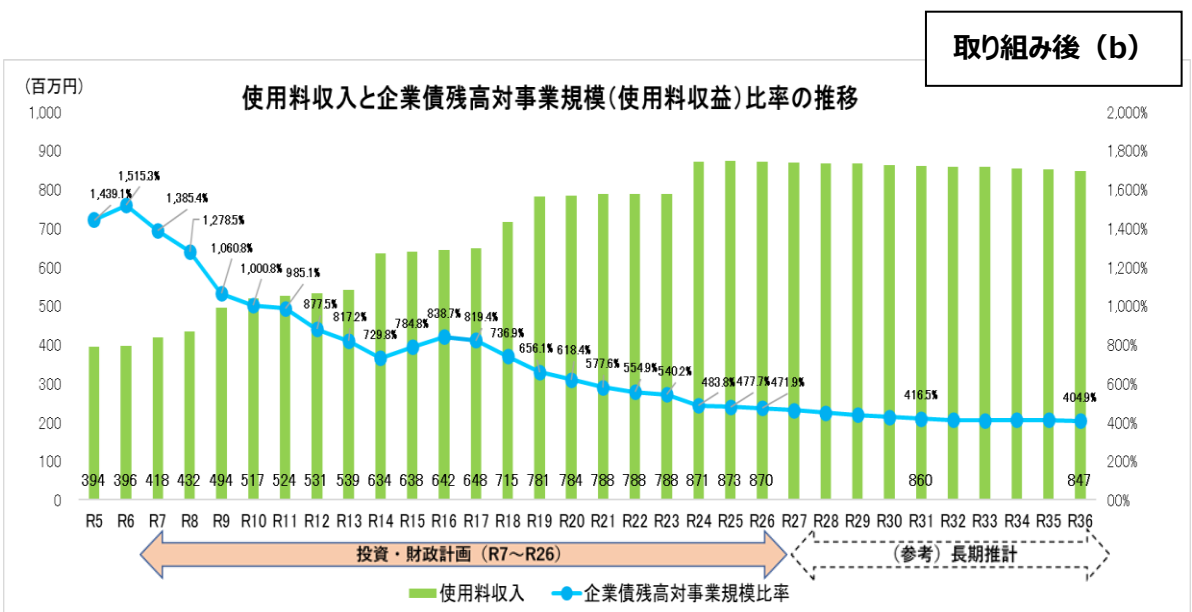
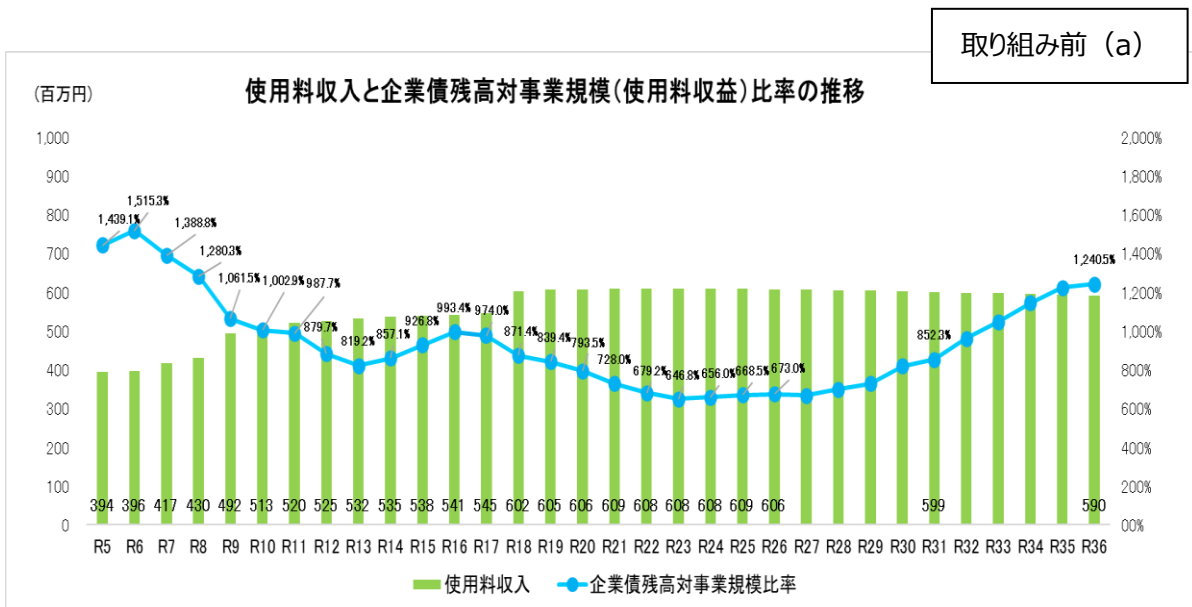
項目		R11	R16	R21	R26
水洗化率 (%)	取り組み前 (a)	86.4	89.4	92.1	92.7
	取り組み後 (b)	87.2	90.9	94.1	95.0
	比較 (b-a)	0.8	1.5	2.0	2.3



⑤ 使用料収入・企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり企業債残高の規模を示す指標である企業債残高対事業規模比率は、使用料収入の増加と投資の平準化・削減に伴う企業債の新規借入の抑制により、令和 26 年度に向けて大きく減少する見込みです。

項目		R11	R16	R21	R26
企業債残高対 事業規模比率 (%)	取り組み前 (a)	987.7	993.4	728.0	673.0
	取り組み後 (b)	985.1	838.7	577.6	471.9
	比較 (b-a)	△ 2.6	△ 154.7	△ 150.4	△ 201.1

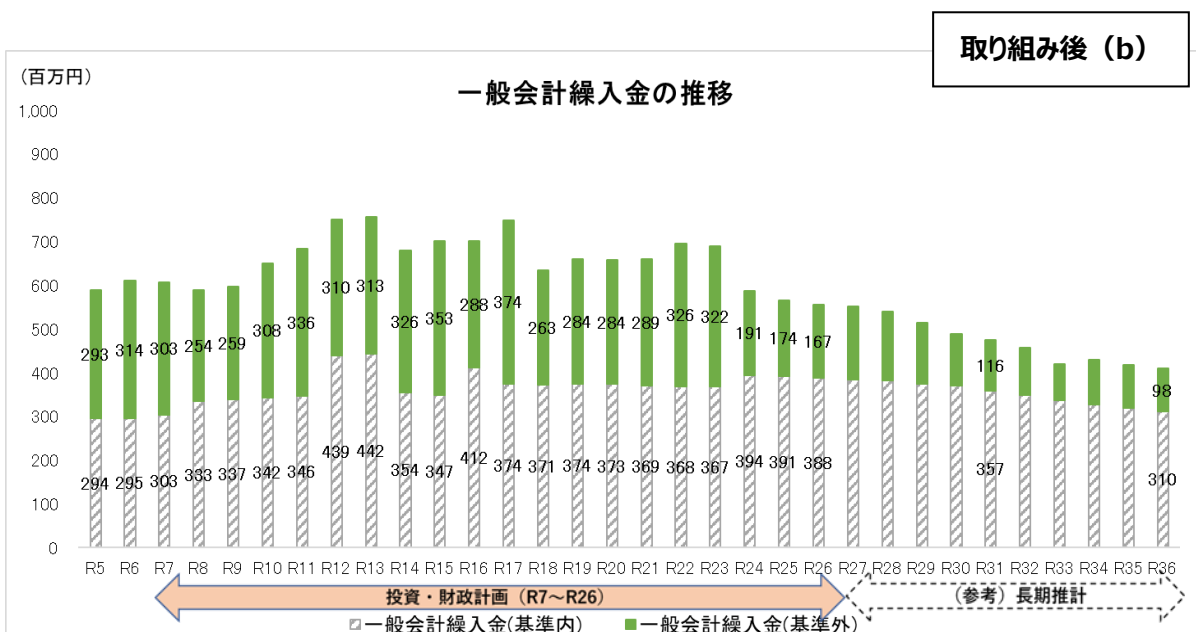
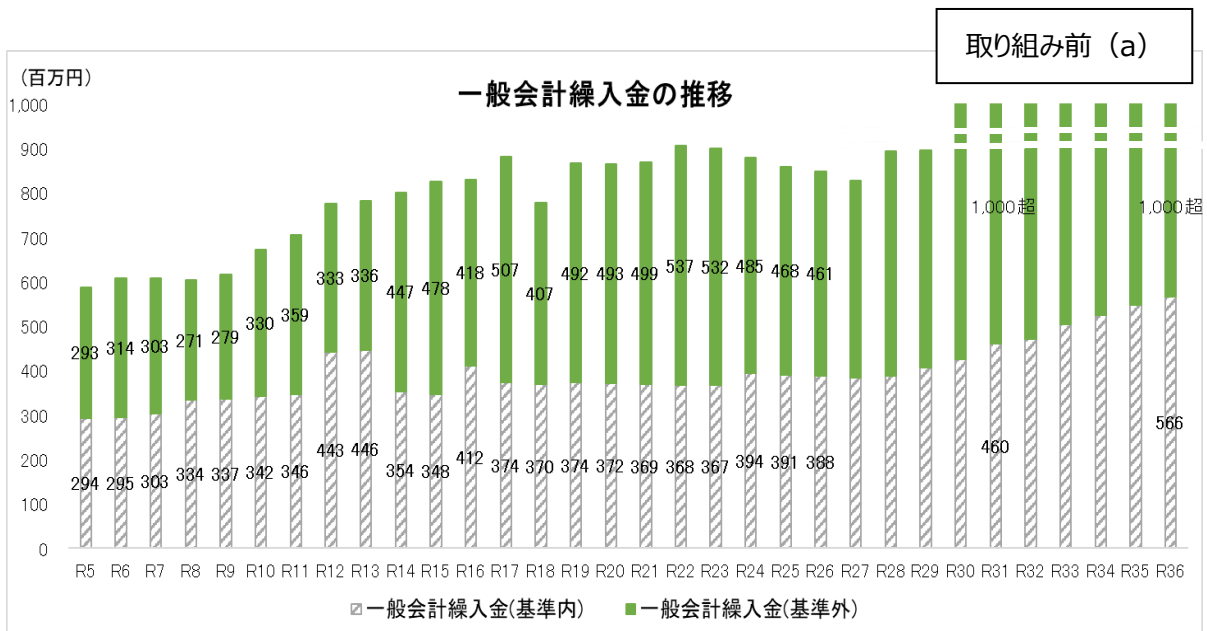


⑥ 一般会計繰入金

一般会計繰入金のうち基準外繰入金は、各取り組みの実施により、令和7年度から令和26年度までの20年間合計で約27億円削減できる見込みです。

なお、各取り組みの実施後の基準外繰入金は、令和5年度と比較して、計画期間最終年度である令和16年度は横ばいであるものの、令和26年度には約43%削減できる見込みです。

項目		R11	R16	R21	R26
基準外繰入金 (百万円)	取り組み前 (a)	359	418	499	461
	取り組み後 (b)	336	288	289	167
	比較 (b-a)	△ 23	△ 130	△ 210	△ 294



(3) 投資・財政計画

投資・財政計画(収益の収支)

(単位:千円,%)

区 分		年 度																					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	451,567	439,448	457,846	505,695	567,820	590,779	598,177	604,317	612,183	704,955	709,559	712,096	727,383	806,874	878,689	879,777	882,844	881,357	879,509	960,736	960,855	956,129
	(1) 使 用 料 収 入	393,801	396,115	417,721	431,962	494,060	517,017	524,445	531,075	539,245	633,627	638,120	641,706	647,873	715,493	781,259	783,573	787,894	787,996	787,849	870,815	872,713	869,805
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金	47,720	32,790	29,557	62,575	63,172	63,164	63,139	62,649	61,755	60,715	60,816	59,772	68,892	80,763	86,812	85,586	84,332	82,743	81,042	79,303	77,524	75,706
	(4) そ の 他	10,046	10,543	10,568	11,158	10,588	10,598	10,593	10,593	11,183	10,613	10,623	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618	10,618
	2. 営 業 外 収 益	624,479	490,641	650,100	678,600	617,973	699,886	747,254	811,344	822,971	757,093	789,069	768,636	789,719	692,938	619,824	623,208	625,935	647,312	645,419	605,960	605,375	602,515
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	396,213	263,535	405,928	418,547	354,961	432,329	476,026	536,597	543,860	473,432	500,715	475,637	492,987	383,387	314,184	314,467	315,125	334,189	329,004	288,279	287,222	285,364
	他 会 計 負 担 金	223,572	228,014	241,657	247,447	250,861	256,229	259,926	354,497	359,760	270,332	273,615	276,537	277,887	284,315	283,686	284,710	283,616	284,468	285,578	286,179	285,122	283,264
	国 (県) 補 助 金	141,641	21,621	157,671	169,000	102,000	174,000	214,000	180,000	182,000	201,000	225,000	197,000	213,000	96,972	28,398	27,657	29,409	47,621	41,326	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	31,000	13,900	6,600	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
(3) そ の 他	228,135	227,099	244,165	260,046	263,005	267,550	271,221	274,740	279,104	283,654	288,347	292,992	296,725	309,544	305,633	308,734	310,803	313,116	316,408	317,674	318,146	317,144	
(4) そ の 他	131	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
収 入 計 (C)	1,076,046	930,089	1,107,946	1,184,295	1,185,793	1,290,665	1,345,431	1,415,661	1,435,154	1,462,048	1,498,628	1,480,732	1,517,102	1,499,812	1,498,513	1,502,985	1,508,779	1,528,669	1,524,928	1,566,696	1,566,230	1,558,644	
支 出	1. 営 業 費 用	993,431	1,007,384	1,026,963	1,077,383	1,097,460	1,120,348	1,136,123	1,155,355	1,173,572	1,180,222	1,190,994	1,206,976	1,227,317	1,290,068	1,304,950	1,312,674	1,323,788	1,346,575	1,345,283	1,341,906	1,352,289	1,350,152
	(1) 職 員 給 与 費	47,338	50,843	52,461	52,955	53,454	53,958	54,467	54,981	55,501	56,025	56,555	57,090	57,631	58,176	58,728	59,285	59,848	60,416	60,989	61,569	62,154	62,745
	基 本 給	18,358	18,931	19,120	19,311	19,504	19,699	19,896	20,095	20,296	20,499	20,704	20,911	21,120	21,331	21,545	21,760	21,978	22,198	22,419	22,644	22,870	23,099
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	28,980	31,912	33,341	33,644	33,950	34,259	34,571	34,886	35,205	35,526	35,851	36,179	36,511	36,845	37,183	37,525	37,870	38,218	38,570	38,925	39,284	39,646
	(2) 経 費	367,462	378,496	358,864	359,241	371,322	381,794	387,201	396,945	404,704	401,459	401,884	407,198	419,652	451,384	458,519	460,270	463,337	480,450	476,130	473,448	482,582	482,010
	動 力 費	739	1,018	1,408	1,420	1,433	1,446	1,459	1,472	1,485	1,499	1,512	1,526	1,540	1,553	1,567	1,581	1,596	1,610	1,625	1,639	1,654	1,669
	修 繕 費	2,215	2,343	2,385	2,406	2,428	2,450	2,472	2,494	2,516	2,539	2,562	2,585	2,608	2,632	2,655	2,679	2,703	2,728	2,752	2,777	2,802	2,827
	委 託 料	103,881	74,128	53,472	45,555	44,648	44,976	45,800	54,651	50,817	48,128	49,312	49,248	58,438	57,430	54,634	55,238	55,946	65,272	60,608	57,469	58,073	58,461
	流域下水道管理運営費負担金	238,590	272,715	271,869	280,152	292,704	302,926	307,203	308,038	319,369	318,549	317,678	322,945	326,040	358,655	368,163	369,344	371,435	379,092	379,164	379,320	387,742	386,647
そ の 他	22,037	28,292	29,730	29,708	30,109	29,996	30,267	30,290	30,517	30,744	30,820	30,894	31,026	31,114	31,500	31,428	31,657	31,748	31,981	32,243	32,311	32,406	
(3) 減 価 償 却 費	578,631	578,045	615,638	665,187	672,684	684,596	694,455	703,429	713,367	722,738	732,555	742,688	750,034	780,508	787,703	793,119	800,603	805,709	808,164	806,889	807,553	805,397	
2. 営 業 外 費 用	137,336	124,412	153,510	172,916	174,662	179,044	181,476	182,311	182,509	184,156	186,019	185,216	192,366	195,291	193,519	190,267	184,947	182,050	179,601	176,540	171,418	166,617	
(1) 支 払 利 息	130,344	122,872	152,630	172,445	174,191	178,573	181,005	181,840	182,038	183,685	185,548	184,745	191,895	194,820	193,048	189,796	184,476	181,579	179,130	176,069	170,947	166,146	
(2) そ の 他	6,992	1,540	880	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	
支 出 計 (D)	1,130,767	1,131,796	1,180,473	1,250,299	1,272,122	1,299,392	1,317,599	1,337,666	1,356,081	1,364,378	1,377,013	1,392,192	1,419,683	1,485,359	1,498,469	1,502,941	1,508,735	1,528,625	1,524,884	1,518,446	1,523,707	1,516,769	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 54,721	△ 201,707	△ 72,527	△ 66,004	△ 86,329	△ 8,727	27,832	77,995	79,073	97,670	121,615	88,540	97,419	14,453	44	44	44	44	44	48,250	42,523	41,875	
特 別 利 益 (F)	224	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 失 (G)	542	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 318	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	△ 44	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 55,039	△ 201,751	△ 72,571	△ 66,048	△ 86,373	△ 8,771	27,788	77,951	79,029	97,626	121,571	88,496	97,375	14,409	0	0	0	0	0	48,206	42,479	41,831	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 越 欠 損 金 (I)	△ 168,731	△ 370,482	△ 443,053	△ 509,101	△ 595,474	△ 604,245	△ 576,457	△ 498,506	△ 419,477	△ 321,851	△ 200,280	△ 111,784	△ 14,409	0	0	0	0	0	0	48,206	90,685	132,516	
流 動 資 産 (J)	760,993	1,179,191	1,078,137	828,926	883,392	858,530	847,920	858,338	862,438	865,934	849,726	974,014	921,952	841,354	820,667	793,573	798,472	810,979	814,038	810,966	807,294	804,352	
う ち 未 収 金	118,287	163,045	167,333	89,424	105,743	94,566	89,428	88,307	89,449	96,247	89,822	130,152	110,446	93,958	85,566	76,818	78,891	80,574	81,938	88,444	88,765	88,713	
流 動 負 債 (K)	1,327,553	1,523,650	1,376,444	1,103,302	1,120,757	1,091,006	1,070,976	1,066,635	1,027,426	1,021,905	1,006,343	1,123,734	1,069,152	986,430	975,019	948,795	959,158	980,528	968,754	938,900	923,488	890,026	
う ち 建 設 改 良 費 分	697,343	712,705	715,827	692,390	656,354	651,927	642,510	628,027	585,113	576,744	578,380	572,326	569,848	568,699	578,204	579,169	584,953	594,213	580,066	553,456	542,462	512,003	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	622,856	803,496	653,189	403,484	456,974	431,650	421,037	431,180	434,885	437,732	420,535	543,980	491,875	410,302	389,386	362,196	366,777	378,886	381,259	378,015	373,597	370,595	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 37.4%	△ 84.3%	△ 96.8%	△ 100.7%	△ 104.9%	△ 102.3%	△ 96.4%	△ 82.5%	△ 68.5%	△ 45.7%	△ 28.2%	△ 15.7%	△ 2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	451,567	439,448	457,846	505,695	567,820	590,779	598,177	604,317	612,183	704,955	709,559	712,096	727,383	806,874	878,689	879,777	882,844	881,357	879,509	960,736	960,855	956,129	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可																							

投資・財政計画(資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度																					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
資本的収入	1. 企業債	848,400	1,876,200	1,435,000	586,790	660,394	544,900	495,590	469,129	517,264	503,600	382,928	740,000	546,800	326,016	263,236	191,000	262,945	290,504	289,175	246,100	251,986	250,900
	うち資本費平準化債	305,700	321,900	303,200	274,300	237,300	176,900	150,500	120,500	86,000	26,100	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	151,432	292,102	145,796	84,746	156,926	133,794	122,327	129,507	131,230	124,652	127,721	91,195	161,180	104,447	77,434	37,095	60,983	70,443	64,901	52,067	53,563	53,014
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62,028	178,602	219,343	198,591	208,379	215,674	139,000	120,000	114,000
	4. 他会計負担金	22,592	34,296	31,600	23,099	22,943	22,303	22,733	22,018	20,487	22,512	13,066	75,328	26,971	5,434	3,555	2,308	1,200	626	459	28,428	28,682	28,938
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	270,200	496,800	350,090	87,110	213,090	179,330	156,523	161,440	117,046	125,320	152,980	348,570	262,880	105,510	72,050	10,500	20,625	28,462	25,028	25,100	25,100	25,100
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 受益者負担金・分担金	11,317	4,879	50,023	74,098	32,532	812	206	146	120	109	101	101	51	86,505	1,608	1,608	3,834	3,834	3,834	4,947	4,947	4,947
	9. その他の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	1,303,941	2,704,277	2,012,509	855,843	1,085,885	881,139	797,379	782,240	786,147	776,193	676,796	1,255,194	997,882	689,940	596,485	461,854	548,178	602,248	599,071	495,642	484,278	476,899	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	1,303,941	2,704,277	2,012,509	855,843	1,085,885	881,139	797,379	782,240	786,147	776,193	676,796	1,255,194	997,882	689,940	596,485	461,854	548,178	602,248	599,071	495,642	484,278	476,899	
資本的支出	1. 建設改良費	930,627	2,169,644	1,616,800	467,650	726,599	635,000	590,066	624,605	627,577	687,315	617,596	1,220,633	956,436	525,351	418,307	257,969	354,550	393,425	372,307	322,027	329,080	327,958
	うち職員給与費	41,643	36,165	36,526	36,892	37,261	37,633	38,010	38,390	38,774	39,161	39,553	39,948	40,348	40,751	41,159	41,571	41,986	42,406	42,830	43,258	43,691	44,128
	2. 企業債償還金	681,122	697,343	712,705	715,827	692,390	656,354	651,927	642,510	628,027	585,113	576,744	578,380	572,326	569,848	568,699	578,204	579,169	584,953	594,213	580,066	553,456	542,462
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	1,611,749	2,866,987	2,329,505	1,183,477	1,418,989	1,291,354	1,241,993	1,267,115	1,255,604	1,272,428	1,194,340	1,799,013	1,528,762	1,095,199	987,006	836,173	933,719	978,378	966,520	902,093	882,536	870,420	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	307,808	162,710	316,996	327,634	333,104	410,215	444,614	484,875	469,457	496,235	517,544	543,819	530,880	405,259	390,521	374,319	385,541	376,130	367,449	406,451	398,258	393,521	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	280,887	135,072	284,780	289,054	273,266	358,235	400,982	456,599	463,251	486,671	515,739	488,152	500,644	417,629	414,326	416,641	422,059	424,850	424,013	469,679	464,143	462,340
	2. 利益剰余金処分別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他の他	169,501	193,868	143,577	39,075	62,583	54,222	50,102	53,208	53,443	58,839	52,465	107,251	83,196	43,970	34,202	19,588	28,330	31,826	29,868	25,258	25,860	25,718
計 (F)	450,388	328,940	428,357	328,129	335,849	412,457	451,084	509,807	516,694	545,510	568,204	595,403	583,840	461,599	448,528	436,229	450,389	456,676	453,881	494,937	490,003	488,058	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 142,580	△ 166,230	△ 111,361	△ 495	△ 2,745	△ 2,242	△ 6,470	△ 24,932	△ 47,237	△ 49,275	△ 50,660	△ 51,584	△ 52,960	△ 56,340	△ 58,007	△ 61,910	△ 64,848	△ 80,546	△ 86,432	△ 88,486	△ 91,745	△ 94,537	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	11,007,161	12,186,018	12,908,312	12,779,273	12,745,508	12,632,274	12,469,470	12,271,433	12,113,827	11,983,688	11,740,202	11,851,082	11,772,638	11,473,441	11,110,200	10,661,182	10,280,427	9,905,831	9,515,046	9,092,766	8,700,295	8,314,256	

○一般会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度																					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
収益的収支分		412,933	282,425	428,885	479,022	416,033	493,393	537,065	597,146	603,515	532,047	559,431	533,309	559,779	462,050	398,896	397,953	397,357	414,832	407,946	365,482	362,646	358,970
	うち基準内繰入金	271,292	260,804	271,214	310,022	314,033	319,393	323,065	417,146	421,515	331,047	334,431	336,309	346,779	365,078	370,498	370,296	367,948	367,211	366,620	365,482	362,646	358,970
	うち基準外繰入金	141,641	21,621	157,671	169,000	102,000	174,000	214,000	180,000	182,000	201,000	225,000	197,000	213,000	96,972	28,398	27,657	29,409	47,621	41,326	0	0	0
資本的収支分		174,024	326,398	177,396	107,845	179,869	156,097	145,060	151,525	151,717	147,164	140,787	166,523	188,151	171,909	259,591	258,746	260,774	279,448	281,034	219,495	202,245	195,952
	うち基準内繰入金	22,592	34,296	31,600	23,099	22,943	22,303	22,733	22,018	20,487	22,512	13,066	75,328	26,971	5,434	3,555	2,308	1,200	626	459	28,428	28,682	28,938
	うち基準外繰入金	151,432	292,102	145,796	84,746	156,926	133,794	122,327	129,507	131,230	124,652	127,721	91,195	161,180	166,475	256,036	256,438	259,574	278,822	280,575	191,067	173,563	167,014
計	586,957	608,823	606,281	586,867	595,902	649,490	682,125	748,671	755,232	679,211	700,218	699,832	747,930	633,959	658,487	656,699	658,131	694,280	688,980	584,977	564,891	554,922	

原価計算表

供用開始年月日 平成 14 年 8 月 1 日
 処理区域内人口 43,353人
 計算期間 令和7年度～令和11年度
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	396,115	477,041		477,041
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	0	0		0
合 計	396,115	477,041	0	477,041

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
管 渠 費	人 件 費			
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	739	1,193	0
	修 繕 費	2,215	2,410	0
	材 料 費	0	0	0
	委 託 料	14,946	15,908	0
そ の 他	658	855	0	
小 計	18,558	20,366	0	20,366
一 般 管 理 費	人 件 費			
	給 料	27,723	29,351	15,464
	諸 手 当	15,083	15,828	0
	福 利 費	8,036	8,279	0
	流域下水道管理運営費負担金	272,715	290,971	5,168
	委 託 料	26,021	28,193	0
そ の 他	22,748	25,311	17,671	
小 計	372,326	397,933	38,303	359,631
資 本 費	支 払 利 息	120,686	142,079	60,529
	減 価 償 却 費	563,922	623,655	376,953
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0
小 計	684,608	765,734	437,482	328,253
合 計 (Y)	1,075,492	1,184,033	475,784	708,249

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y) + (Z)	708,249

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.67

<使用料水準についての説明>

本市では、使用料改定を令和5年度に実施し、更に令和9年度についても実施を予定しています。しかし、二段階の改定を反映させた上記算定の結果、それでも使用料対象経費を使用料で賄えていないことから、令和12年度以降においても定期的な使用料改定が必要となっています。

第5章 経営戦略の事後検証等

1. 経営戦略の事後検証と見直しの方針

経営戦略で掲げた取り組みを着実に遂行するため、PDCA サイクル「計画策定 (Plan) -実施 (Do) -評価・検証 (Check) -見直し (Action)」に基づき、年度ごとに達成状況の評価を行います。

なお、今回改定の経営戦略は令和7年度から令和16年度までの10年間の計画であり、その間に本市下水道事業を取り巻く環境が変化し、計画と実績に大きな乖離が生じることも考えられるため、計画の中間期には検証を実施し経営戦略を見直します。

2. 経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、投資・財政計画で定めた各取り組みを実施することで徐々に向上し、計画最終年度の令和16年度には目標値である80%以上を達成する見込みです。

なお、使用料改定の必要性に関する検証は、以下に示すとおり、経営戦略の改定時期に合わせて5年に1回実施します。

経費回収率向上に向けたロードマップと業績目標

項目		R5	R6	計画期間 (R7~R16)										
				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
ロードマップ	経営戦略策定・改定		戦略改定					戦略改定						戦略改定
	使用料改定	使用料改定	使用料改定の必要性の検証			使用料改定		使用料改定の必要性の検証			使用料改定		使用料改定の必要性の検証	
経費回収率(%)		63.4	60.5	62.0	62.3	69.7	71.1	71.0	80.3	80.2	82.6	82.5	82.1	
業績目標	水洗化率(%)	75.7	78.3	80.5	81.1	84.7	85.9	87.2	88.3	89.2	89.9	90.4	90.9	
	企業債残高対事業規模比率(%)	1,439.1	1,515.3	1,385.4	1,278.5	1,060.8	1,000.8	985.1	877.5	817.2	729.8	784.8	838.7	

【発行】

愛知県江南市

〒483-8701

愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL : 0587-54-1111 (代)

【編集】

水道部下水道課